資料１

第３期大井町子ども・子育て支援事業計画
（大井町こども計画）
（案）

令和７年●月

大　井　町

はじめに

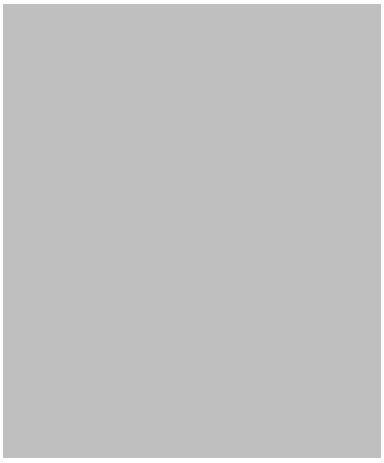

今日、急速に進む少子化、核家族化の進行、就業形態の多様化など、こどもと子育て家庭を取り巻く生活状況は大きく変化しております。また、社会情勢の不安定化や災害の増加など、私たちの生活環境にも変化が生じています。このような状況の中、子育てしやすい環境を整備して、次代を担うこどもたちが健やかに育つことができるような支援策の推進が求められています。

本町では、これまで「第２期大井町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育サービスの充実や子育てに関する経済的支援など、様々な支援に取り組んできました。このたび、第２期計画が令和６年度で期間満了となることから、「第３期大井町子ども・子育て支援事業計画（大井町こども計画）」を策定することとなりました。計画の策定に際しては、国・県の動向や社会情勢を踏まえるとともに、こども本人と子育て家庭へのニーズ調査を行い、町民のニーズに即した計画となるよう努めました。

本計画は、アンケートなどから見えてきた、こどもと子育て家庭を取り巻く環境変化や新たなニーズに対応し、本町のこどもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進するため策定したものです。本計画では、「すべてのこどもと若者が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町」の実現を基本理念とし、こどものウェルビーイングの向上に向けたライフステージごとの支援の充実や、配慮を必要とするこどもと子育て家庭への支援の充実、職業生活と子育て生活の両立支援など、こどもと子育て家庭への多面的な支援の実現を目指してまいります。

本計画の実効性を高めるためには、町民、地域、事業者、行政などの関係者が密接に連携し、本計画の施策を推進していくことが重要です。より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました大井町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様並びに関係者に心から感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和７年３月

大井町長　　小田　眞一

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画の趣旨 1
　２　計画の位置付け 2
　３　計画の期間 3
　４　国の制度改正の動向 3
　５　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係 5

第２章　大井町のこどもを取り巻く現状・課題 6
　１　就学前児童を取り巻く環境 6
　２　教育・保育施設の現状 11
　３　女性の就労状況 13
　４　アンケートから見られる現状 14
　５　各種調査からみる現状と課題 21

第３章　計画の基本的な考え方 22
　１　基本理念 22
　２　基本的な視点 23
　３　基本目標 25
　４　施策の体系 26
　５　成果指標 27

第４章　施策の展開 29
　基本目標 １　こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備 29
　基本目標 ２　配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進 31
　基本目標 ３　地域における切れ目のない子育ての支援 34
　基本目標 ４　職業生活と家庭生活との両立の推進等 41

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 44
　１　教育・保育提供区域の設定 44
　２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 45
　３　各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 49
　４　各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 53

第６章　計画の進行管理 71
　１　施策の実施状況の点検 71
　２　国・県等との連携 71

資料編 72
　１　大井町子ども・子育て会議条例 72
　２　策定経過 74
　３　大井町子ども・子育て会議委員名簿 74
　４　用語集 75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国のこどもを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和５年４月に、「こども家庭庁」が発足し、令和５年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

以上の動向に合わせて、神奈川県でも平成27年３月には、子ども・子育てに関連する計画として「かながわ子どもみらいプラン」策定し、支援が進められてきました。令和２年３月には計画の改定が行われ、「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会をめざします」を基本理念として、取り組みが進められています。

本町においては、平成27年３月に「大井町子ども・子育て支援事業計画」、平成31年３月に「第２期大井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもと親がのびやかに育ちあえる町づくり」を基本理念に、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

また、令和３年度から10年間を計画期間とする「大井町第６次総合計画」において、将来都市像に「みんなでつなぐ　大井の未来」を掲げ、町の魅力である「自然」とバランスのとれた「便利」で住みやすいまちづくりを基本として、地震や風水害などの災害への備えを中心とした「安全」・「安心」の施策、子育てを支援する施策及び町民の健康の確保に関する施策などを充実させたまちづくりを推進しています。この度、「第２期大井町子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度で最終年度を迎えることから、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第３期大井町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、大井町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部は、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

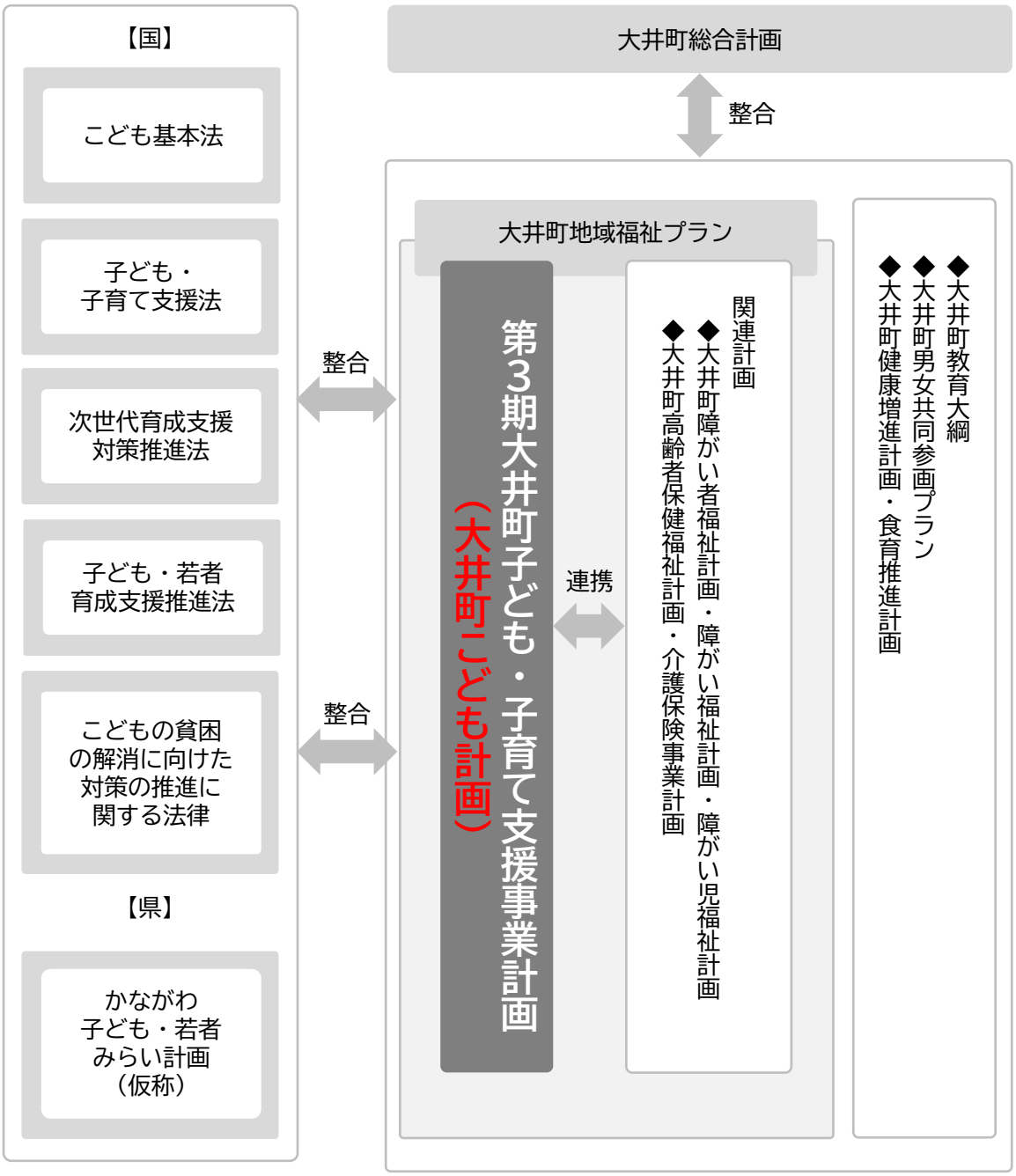

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

4 国の制度改正の動向

（１）子ども・子育て支援新制度

・平成24年８月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が成立。
・平成27年４月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度を開始。
・令和元年10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。

（２）子ども・若者支援

・平成22年４月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年７月に「子ども・若者ビジョン」を策定。
・平成28年２月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定。
・令和３年４月に第３次となる大綱を策定。改定後の大綱では、「全ての子ども・若者の健やかな育成」「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」「子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の５つの基本方針が掲げられた。

（３）こどもの貧困の解消に向けた対策

・平成26年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年８月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定。
・令和元年６月に同法が改正。令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記された。
・子どもの貧困対策法の改正案（こどもの貧困の解消に向けた対策推進法）が、令和６年６月19日、参議院本会議で可決、成立。

（４）児童福祉法の改正

・令和４年６月に児童福祉法を改正。一部を除き、令和６年４月から施行。
この改正では、区市町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれた。

（５）こども基本法の成立

・令和４年６月に「こども基本法」が成立し、令和５年４月から施行。
・同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としている。全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。

［こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第９条に規定】］
・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

（６）こども家庭庁の創設

・令和４年６月に、こども家庭庁設置法が「こども基本法」と同時に成立。
・令和５年４月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁を設置。
・こども家庭庁は、子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取り組みを行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされている。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化された。

5 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係

ＳＤＧｓとは、平成27年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正など様々な問題の解決のための17目標が記載され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を実現することが目指されています。

日本の地方自治体においても積極的な推進に取り組んでおり、本計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めていきます。

● 本計画に関連する主なＳＤＧｓの目標

第２章　大井町のこどもを取り巻く現状・課題

１　就学前児童を取り巻く環境

大井町では、就学前人口が増加傾向にあり、総人口も増加傾向にあります。しかし、０～14歳の年少人口は減少傾向にあります。また、世帯構成は、核家族が増加しており、こどもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が大きく変わっていることがうかがわれます。

（１）人口の現状

①　大井町における人口の推移

本町の総人口は、令和２年から令和３年にかけて微減しましたが、令和４年以降増加しており、令和６年は17,473人となっています。年齢別にみると、65歳以上の老年人口が増加していく中、０～14歳の年少人口は減少傾向にありましたが、令和６年では増加し1,984人となっています。

年齢３区分別の人口の推移

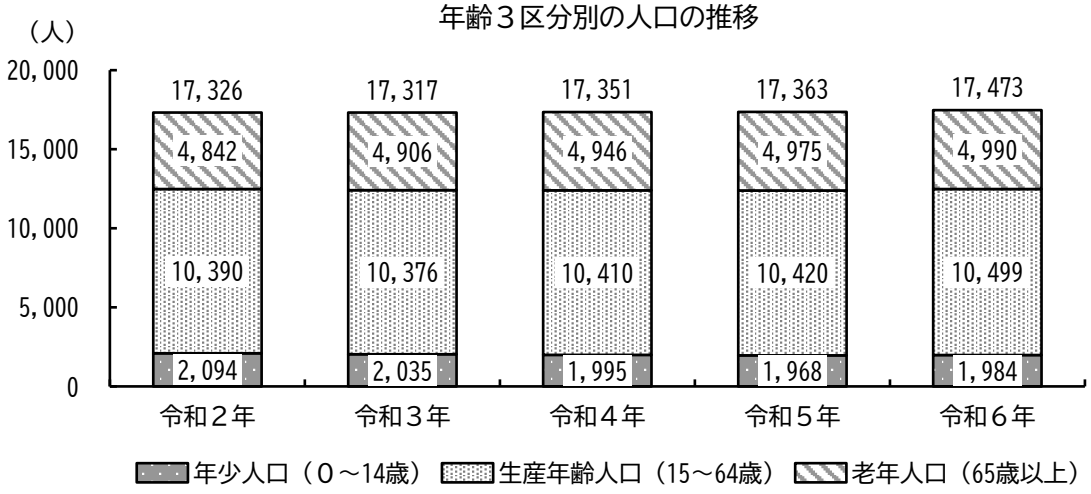

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

②　大井町における年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は、令和４年以降増加傾向となっており、令和６年で742人となっています。

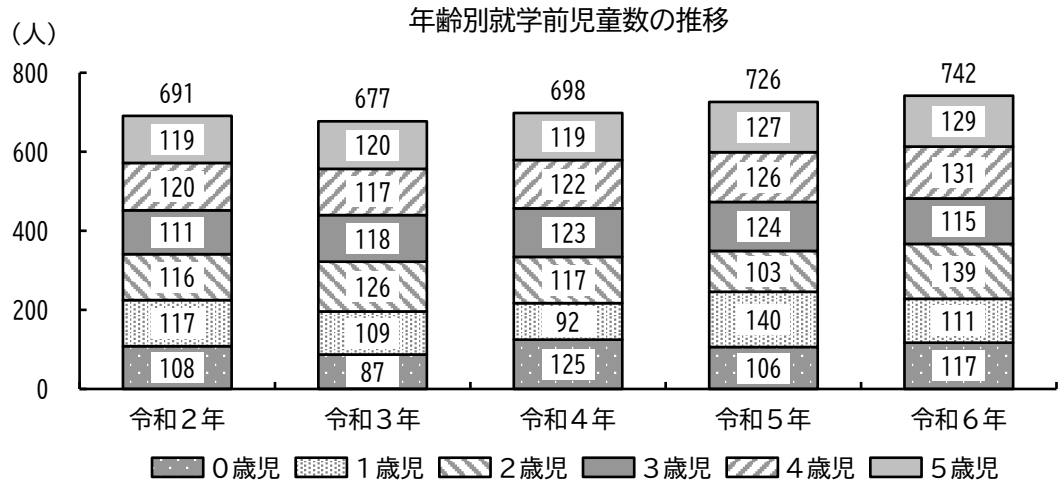

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③　合計特殊出生率の推移（令和３年　神奈川県・国比較）

本町の合計特殊出生率は平成30年以降減少傾向にありましたが、令和３年では増加し1.55となっています。また、神奈川県、国と比較すると、平成30年以降、神奈川県、国を上回る数値で推移しています。

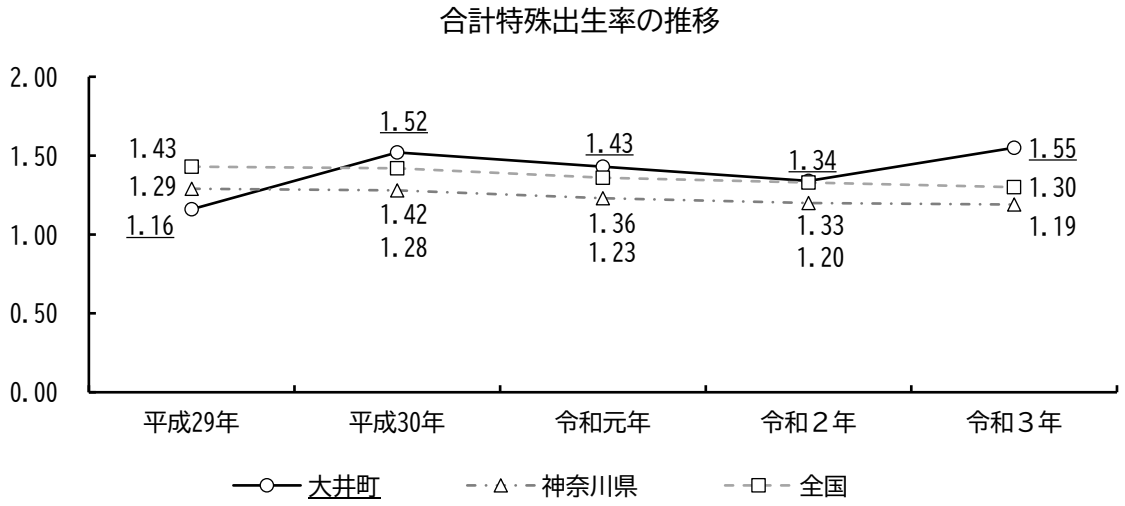

※　合計特殊出生率：その年における女性の各年齢（15 歳から 49 歳まで）の出生率を合計したもの。１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

※　大井町、神奈川県：率算出に使用した人口が、神奈川県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」（外国人人口を含む）によるため、厚生労働省発表の数値（使用する人口が日本人人口）とは異なる。

資料：大井町、神奈川県（神奈川県衛生統計年報）
　　全国（人口動態統計）

④　大井町における未婚率の推移

未婚率は、男女ともに20～29歳で高く、30～39歳で年々増加しています。また、女性の25～29歳の未婚率は平成27年まで増加傾向にありましたが、令和２年で大幅に低くなっています。

未婚率の推移（男性）

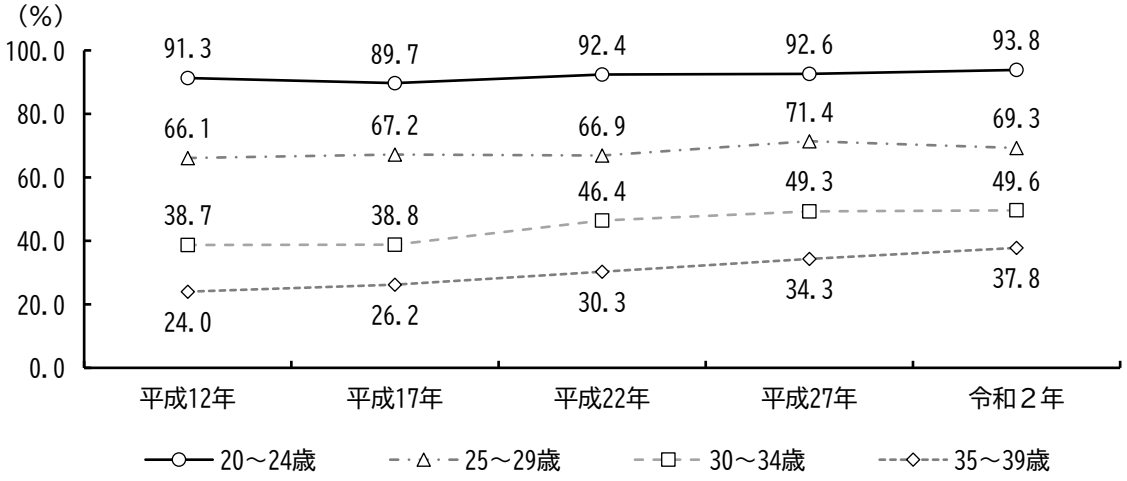

資料：国勢調査

未婚率の推移（女性）

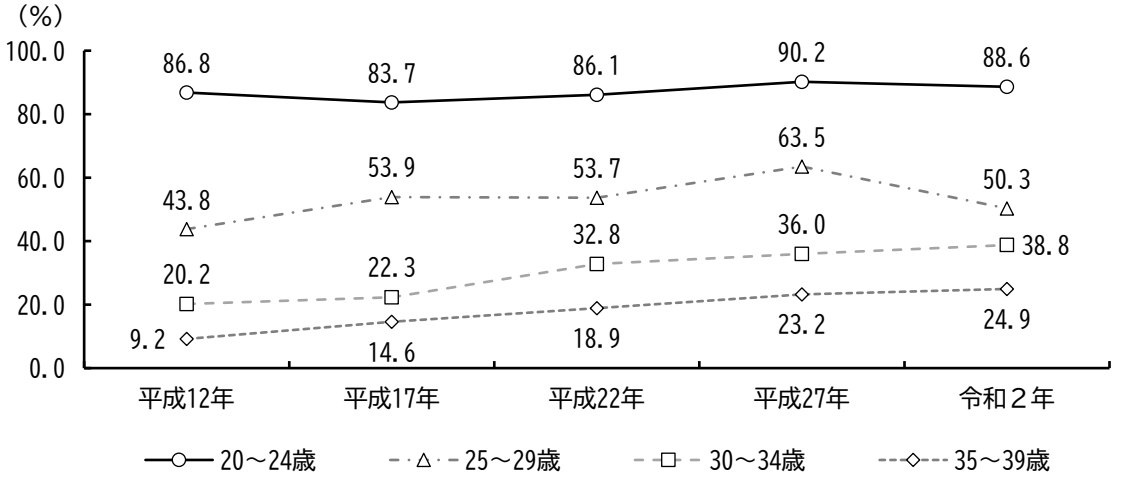

資料：国勢調査

⑤　大井町・神奈川県・国における年齢別未婚率

未婚率を国、神奈川県と比較すると、25～29歳以外の年齢区分で国と神奈川県より高くなっています。

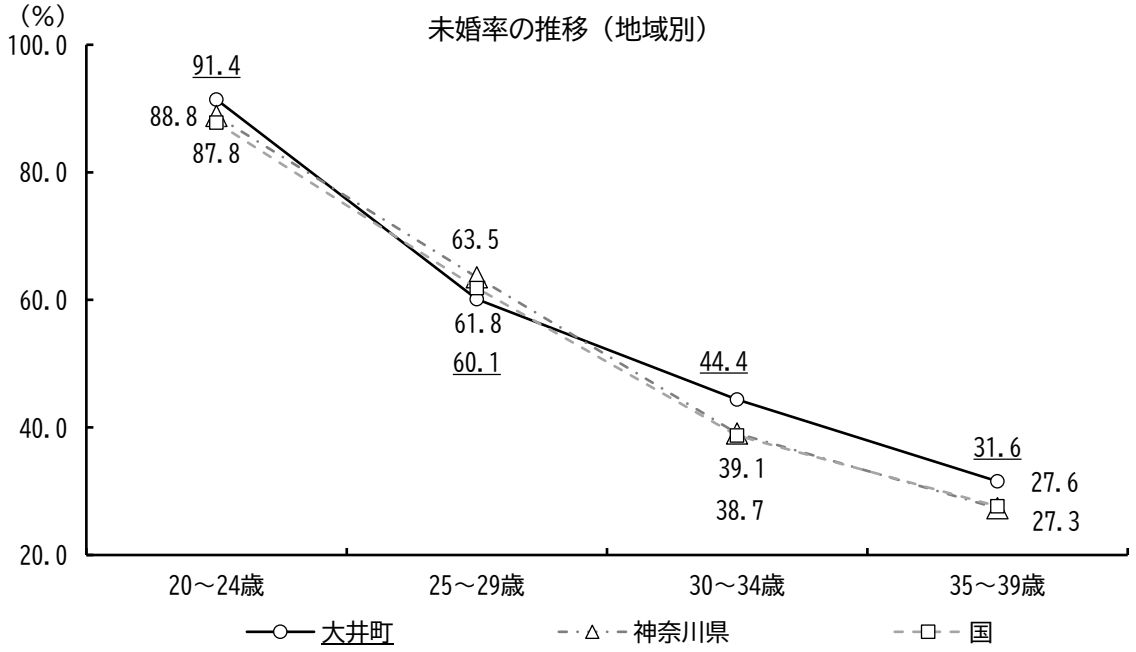

資料：国勢調査

（２）世帯の現状

①　大井町における核家族世帯数等の推移

核家族世帯数等の推移は、一般世帯数、核家族世帯数ともに増減を繰り返しており、令和２年で一般世帯が6,653世帯、核家族世帯が4,180世帯となっています。

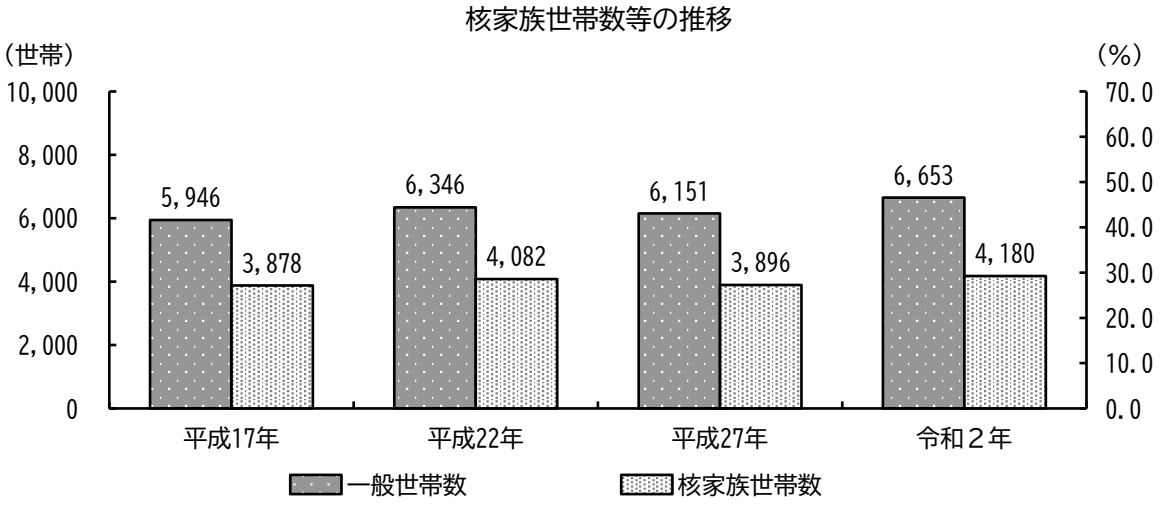

資料：国勢調査

② 大井町における核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳は、男親とこどもから成る世帯、女親とこどもから成る世帯で年々増加しています。また、夫婦のみの世帯、夫婦とこどもから成る世帯は平成27年に減少し、その後増加しています。

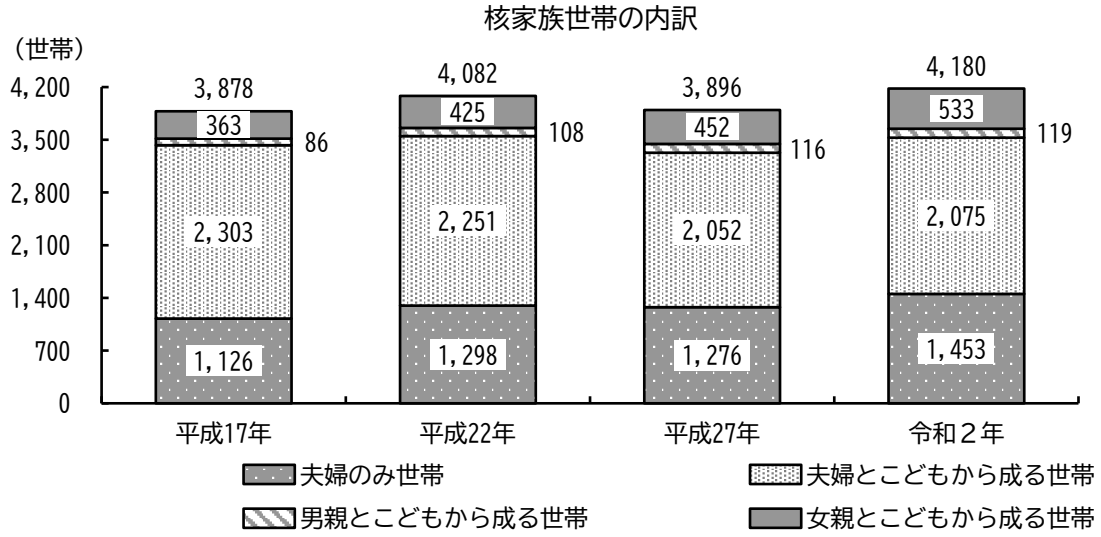

資料：国勢調査

③ 共働き世帯の状況（神奈川県・国比較）

本町の共働き世帯の状況をみると、年々増加しています。また、共働き世帯（こどもあり）の割合は、平成27年に増加したものの、令和２年に減少し33.8%となっています。

共働き世帯（こどもあり）の割合をみると、平成22年以降、神奈川県、国を上回る数値で推移しています。

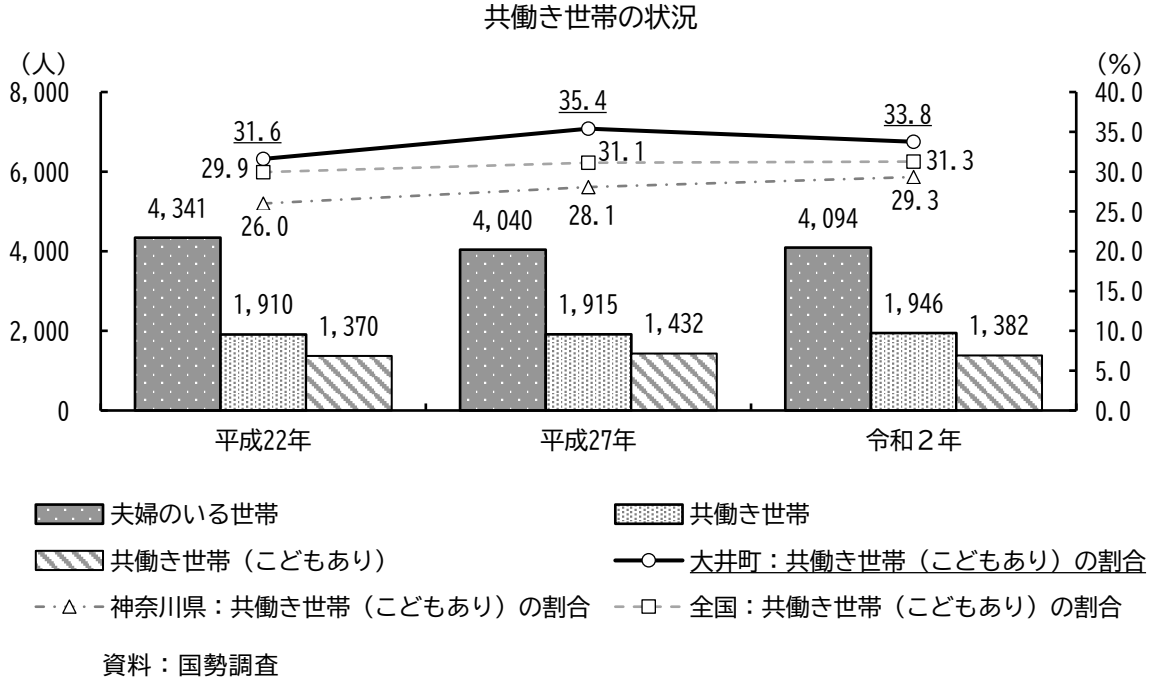

資料：国勢調査

２ 教育・保育施設の現状

就学前人口が増加し、認可保育所及び町立幼稚園に通う在籍者数は年々増加しています。認可保育所においては、令和５年以降大きく増加しています。逆に町立幼稚園については減少傾向となっています。

（１）認可保育所・町立幼稚園の現状

就学前児童数は令和３年で減少したものの、その後増加しています。認可保育所・町立幼稚園の在籍者数は年々増加しています。また、在籍割合は60%台で推移しています。

就学前児童数と認可保育所・町立幼稚園在籍者数と在籍割合の推移

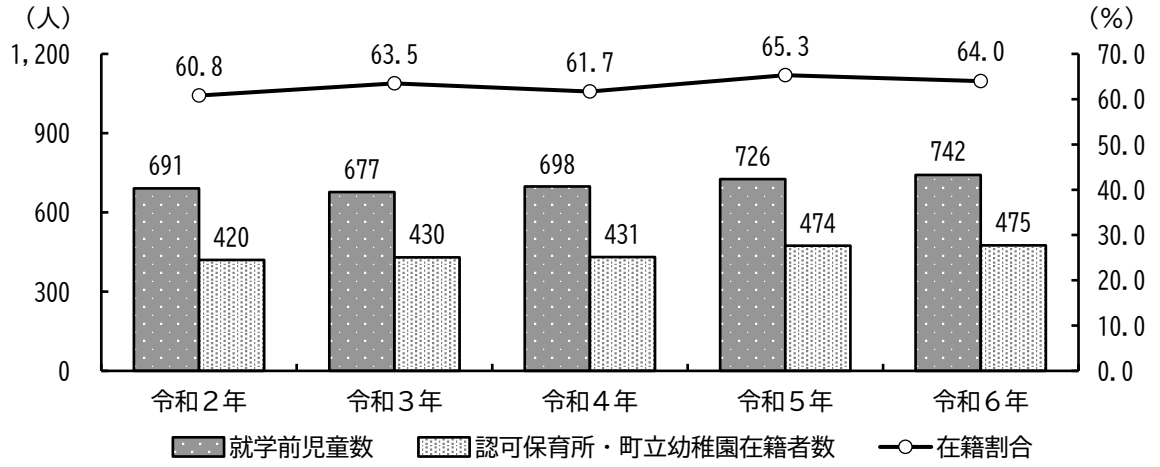

資料：子育て健康課・教育総務課（保育園　各年４月１日現在・幼稚園　各年５月１日現在）
住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）認可保育所の現状

認可保育所の在籍者数は、令和５年から急激に増加し、その後も増加傾向で推移しています。

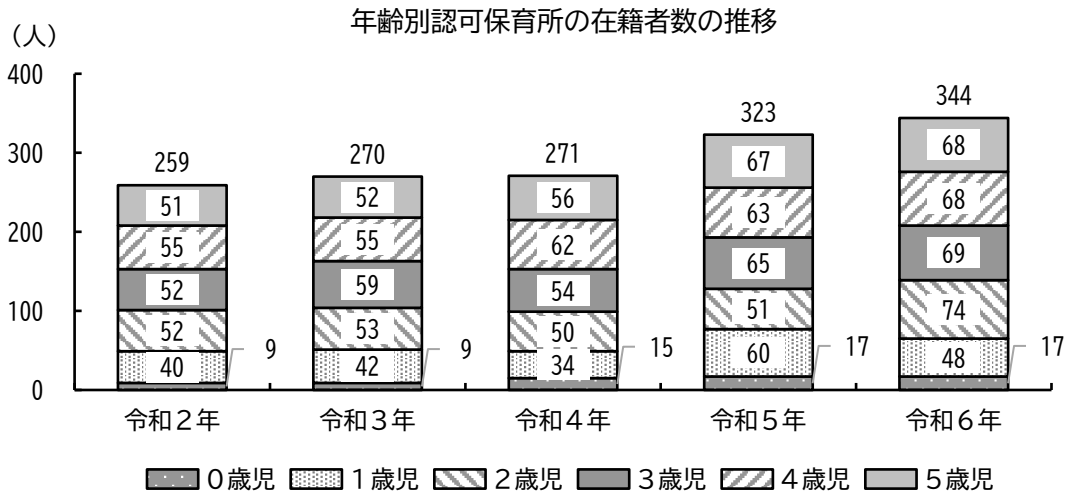

資料：子育て健康課（各年５月１日現在）

（３）町立幼稚園の現状

町立幼稚園の在籍者数は、年々減少傾向であり、令和６年には131人となっています。

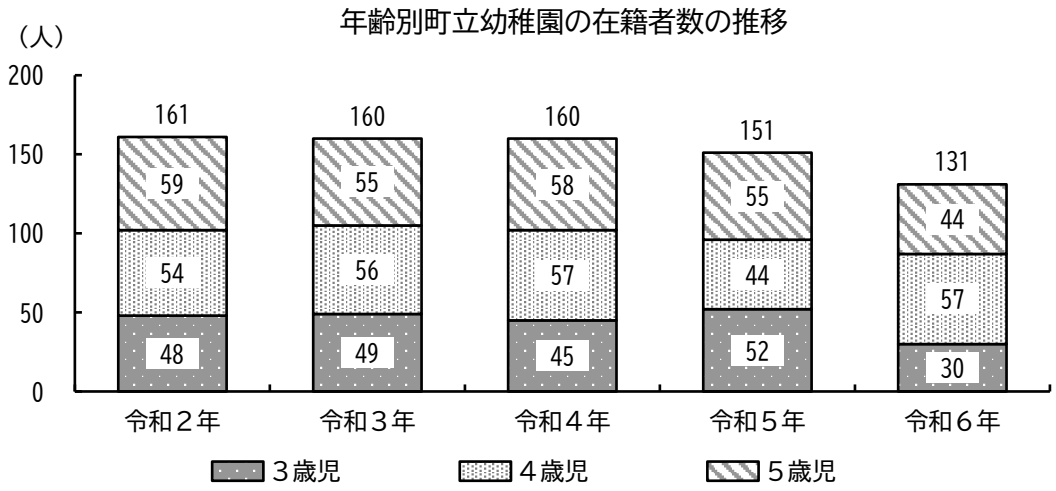

資料：教育総務課（各年５月１日現在）

3 女性の就労状況

女性の労働力率（「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合）は、出産・育児期にあたる年代で、近年増加がみられています。これは、子育て支援サービスの充実に伴い、子育てしながら働きやすい環境が整備されていることによるもの、もしくは晩婚化・晩産化が影響していることによるものであると推測されます。

① 大井町における女性の年齢別労働力率の推移

年度別の女性の労働力率は、出産・育児期にあたる25～39歳で平成22年から令和２年において、6.5～12ポイントの増加となっています。

また、55歳以上74歳までの労働力率も増加しており、特に55～64歳の増加が顕著です。

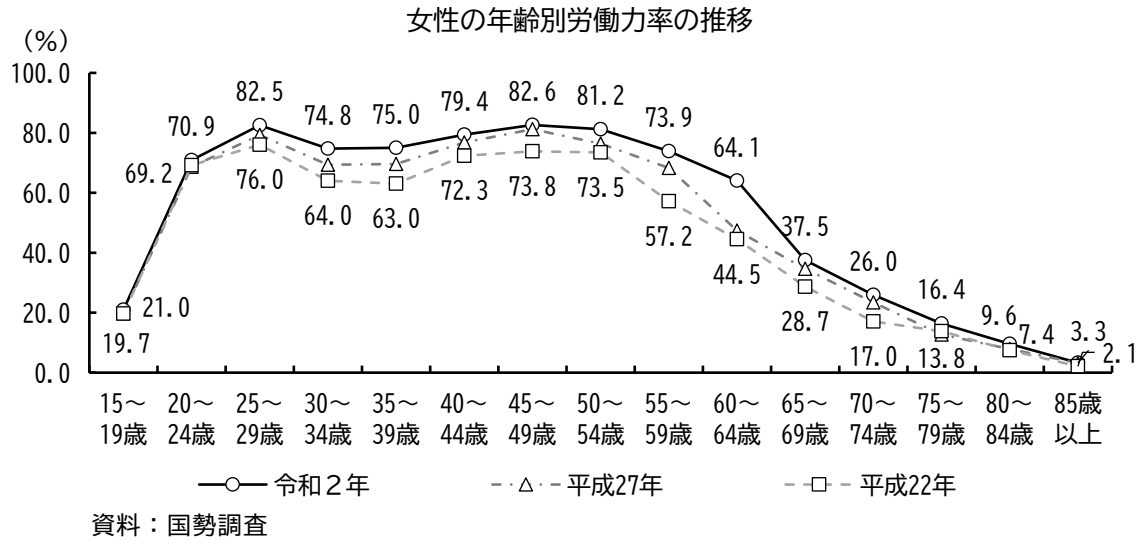

資料：国勢調査

② 大井町における女性の未婚・既婚別労働力率

未婚・既婚別の女性の労働力率は、出産・育児期にあたる25～39歳で大きく違いがみられ、未婚の方が22.1～35.8ポイント高くなっています。

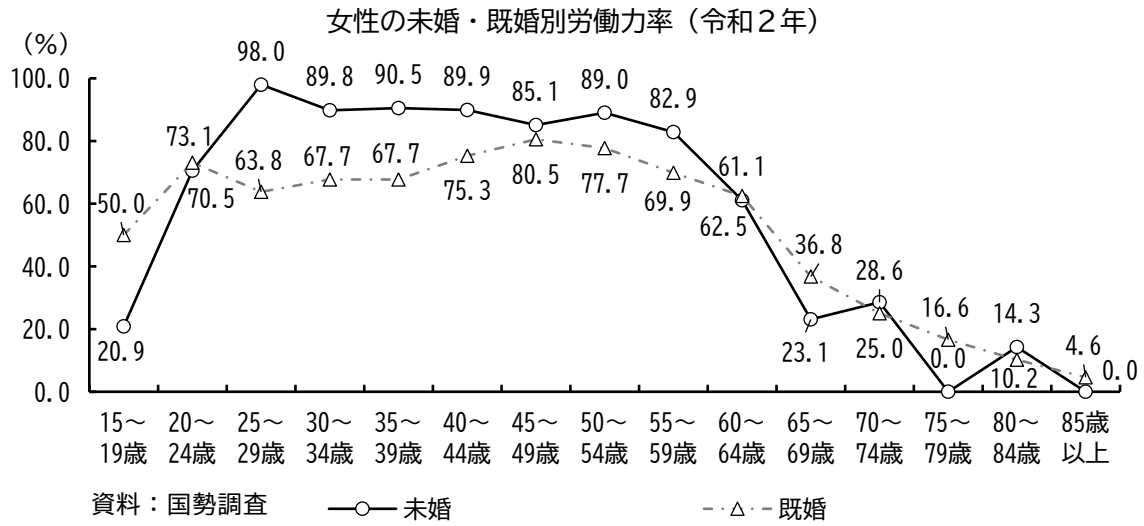

資料：国勢調査

4 アンケートから見られる現状

（1）調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「大井町子ども・子育て支援事業計画」の見直しに当たり、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

未就学児保護者：大井町在住の小学校就学前のお子さんがいる世帯
就学児保護者：大井町在住の小学生のお子さんがいる世帯
小学生：大井町内の小学校に通っている小学３年生および小学５年生の児童
中学生：大井町内の中学校に通っている中学１年生の生徒
高校生：大井町内在住の高校１年生

③ 調査期間

令和６年７月12日～令和６年７月31日

④ 調査方法

郵送による配布・回収
※中学生のみ、郵送による配布・回収に加え、ＷＥＢ回答

⑤ 回収状況

対象	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児保護者	400 通	158 通	39.5%
就学児保護者	399 通	134 通	33.6%
小学生	242 通	189 通	78.1%
中学生	149 通	45 通（うちWEB回答7通）	30.2%
高校生	182 通	50 通	27.5%

（2）子どもの育ちをめぐる環境について

①　日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

就学前保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が28.5%、「いずれもいない」の割合が15.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「いずれもいない」の割合が増加しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が56.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が27.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が20.1%となっています。

【就学前保護者】

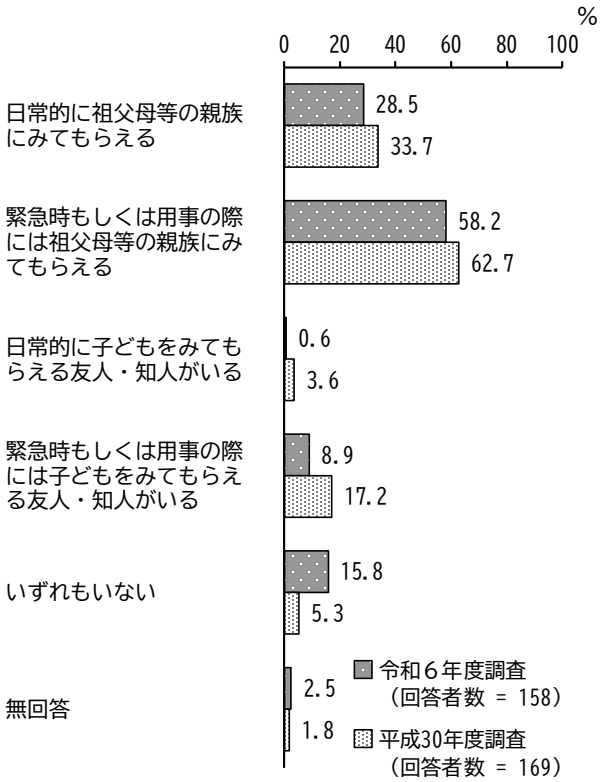

【小学生保護者】

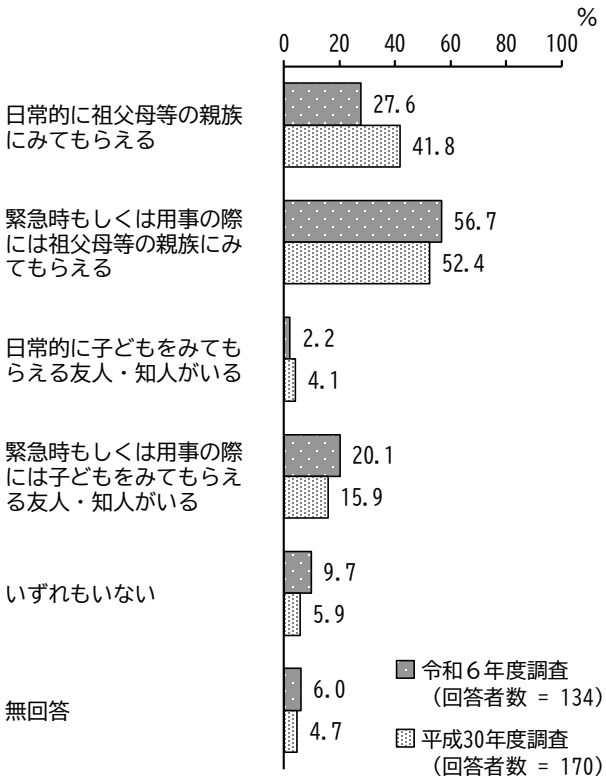

（３）保護者の就労状況について

①　母親の就労状況

就学前保護者では、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が22.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が48.5%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が19.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が増加しています。一方、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

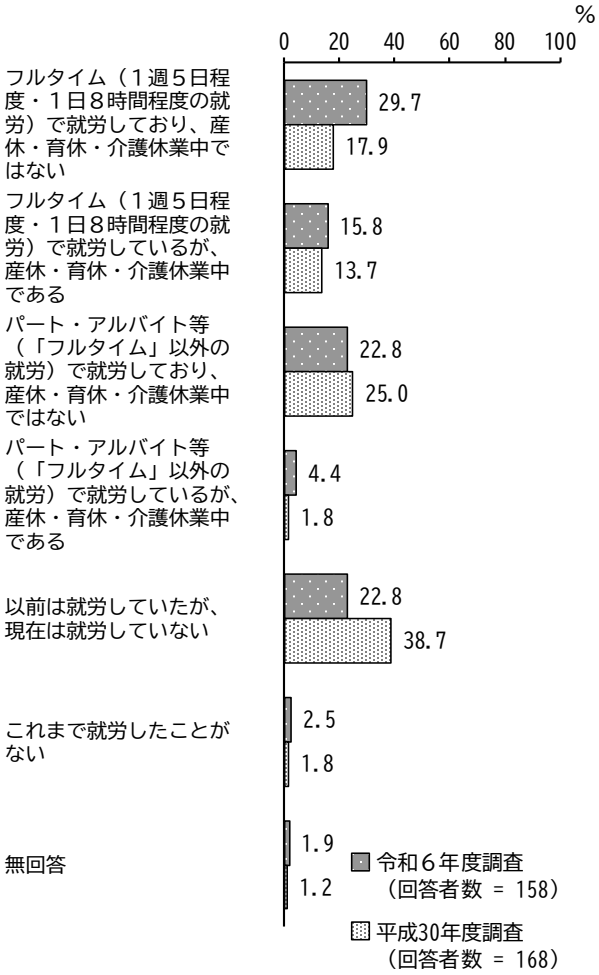

【小学生保護者】

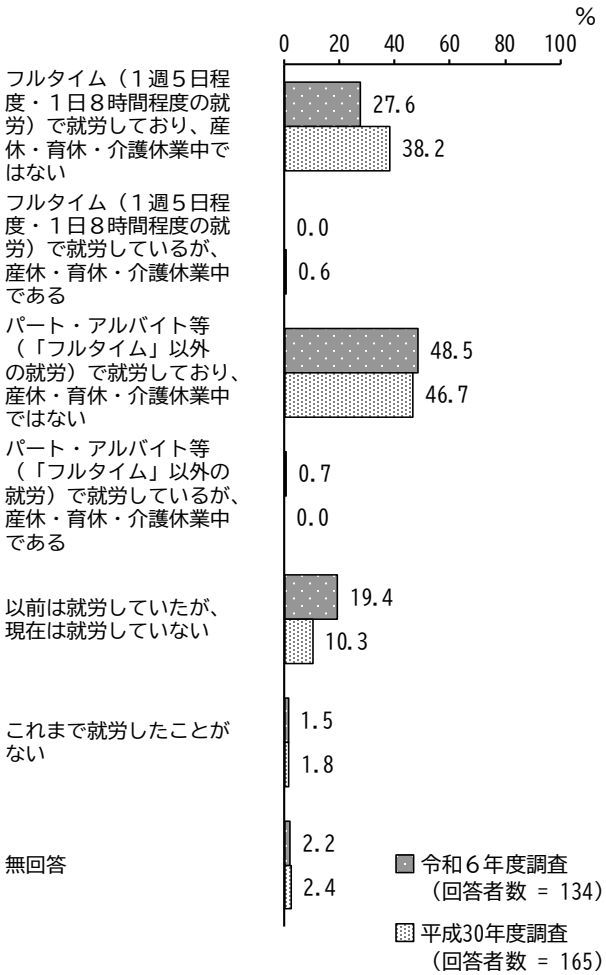

（４）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

①　育児休業の取得状況（就学前保護者）

母親では、「取得した（取得中である）」の割合が53.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.3%、「取得していない」の割合が12.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「取得していない」の割合が75.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が17.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

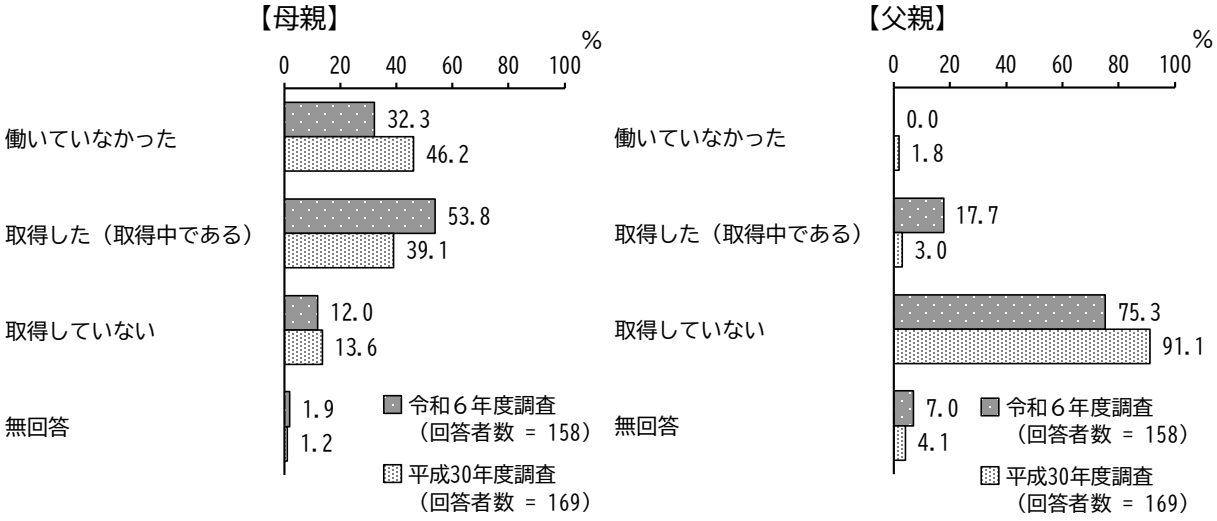

（５）子どもの権利について

①　「子どもの権利」という言葉の認知度

就学前保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が40.5%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が36.1%、「知らない」の割合が20.9%となっています。

小学生保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が44.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が29.1%、「知らない」の割合が22.4%となっています。

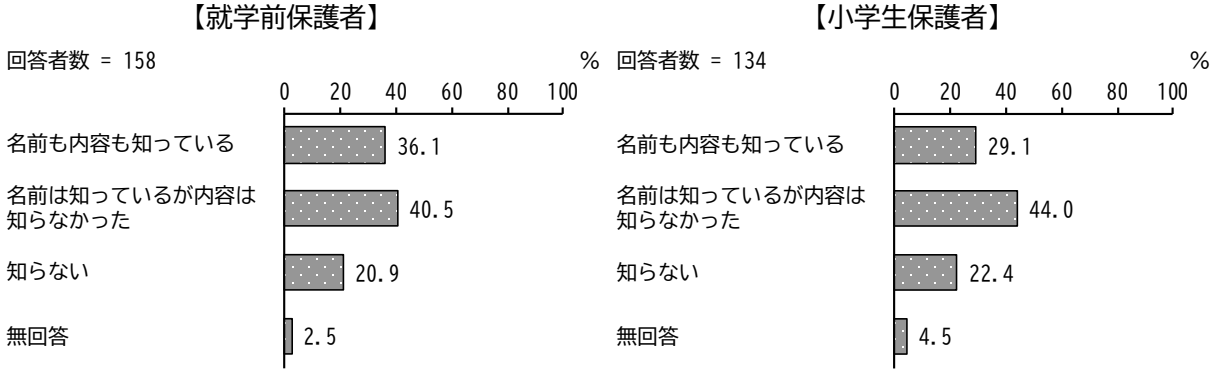

（6）ヤングケアラーについて

①　身近に、ヤングケアラーと思われる子どもがいる家庭の有無

就学前保護者では、「ない」の割合が57.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が38.6%となっています。

小学生保護者では、「ない」の割合が55.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が36.6%となっています。

【就学前保護者】

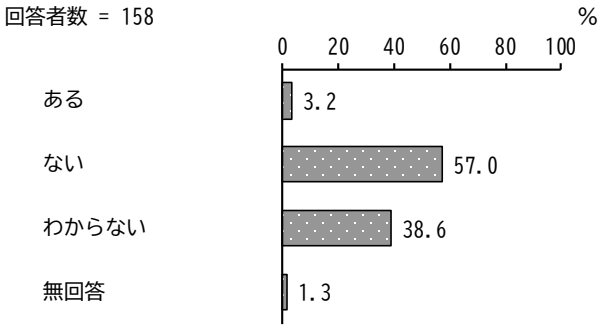

【小学生保護者】

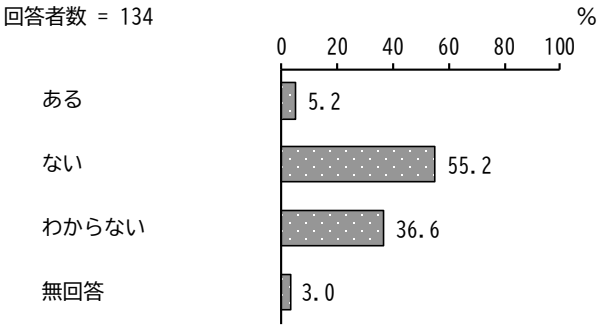

（７）大井町の子育て関連の取り組み全般について

①　町に充実を図ってほしい支援

就学前保護者では、「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」の割合が46.2%と最も高く、次いで「子どもの遊び場の拡充」の割合が39.9%、「保育園や幼稚園などの費用負担の軽減」の割合が32.3%となっています。

小学生保護者では、「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」の割合が47.0%と最も高く、次いで「子どもの遊び場の拡充」の割合が35.8%、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減による安全・安心のまちづくり」の割合が33.6%となっています。

【就学前保護者】

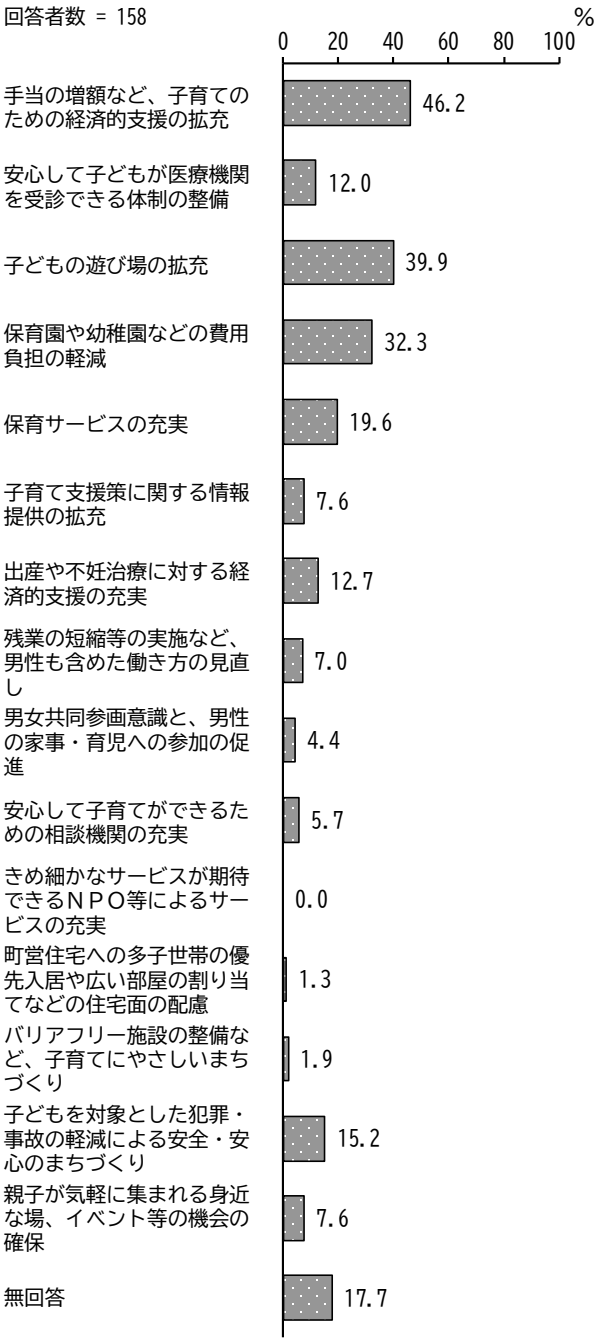

【小学生保護者】

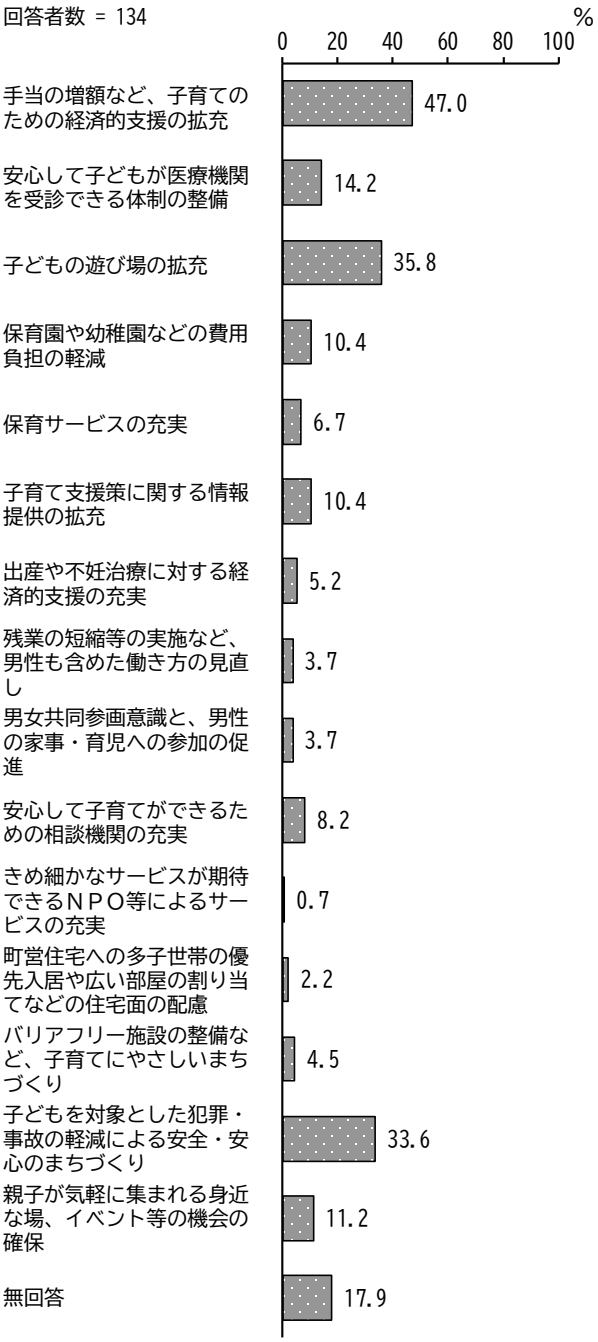

（8）「あなたの気持ち」について

①　自分のことが好きか

小学生では、「好き」の割合が46.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば好き」の割合が39.7%となっています。

中学生では、「どちらかといえば好き」の割合が51.1%と最も高く、次いで「好き」、「どちらかといえば好きではない」、「好きではない」の割合が15.6%となっています。

高校生では、「どちらかといえば好き」の割合が48.0%と最も高く、次いで「好き」の割合が26.0%、「どちらかといえば好きではない」の割合が22.0%となっています。

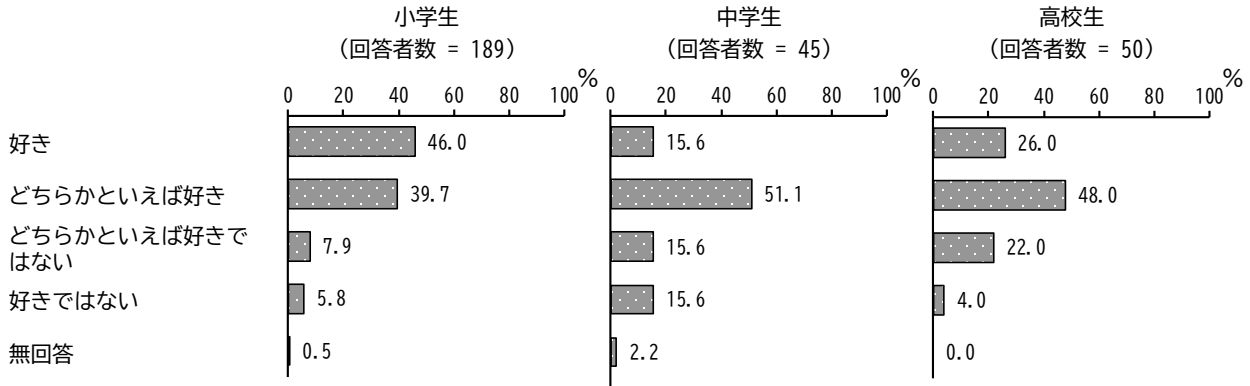

（9）「あなたの意見を言う機会」について

①　大井町に対して自分の意見や思いを伝えたいと思うか

小学生では、「思う」の割合が23.3%と最も高く、次いで「思わない」の割合が20.1%、「どちらかといえばそう思う」、「あまりそう思わない」の割合が19.6%となっています。

中学生では、「あまりそう思わない」の割合が35.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.2%、「思う」、「思わない」の割合が17.8%となっています。

高校生では、「あまりそう思わない」、「わからない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が24.0%となっています。

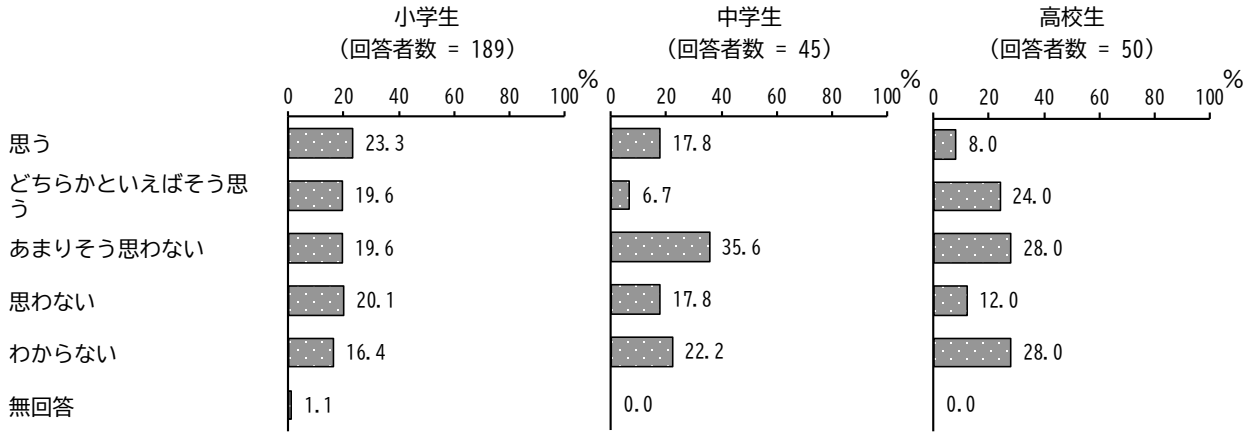

5 各種調査からみる現状と課題

本計画を策定するにあたり、これまでの取り組みと、アンケート調査の結果等に基づき課題を整理しました。

- 就学前保護者において、母親のフルタイム就労が増加傾向にあります。(17.9%から29.7%)。一方、小学生保護者では減少傾向となっています（38.2%から27.6%)。保護者のニーズを踏まえた適切な確保体制を整備する必要があります。【就学前問17、小学生問15】
- 自分のことが「どちらかといえば好き」または「好き」と回答したこどもが一定数いる状況で、「どちらかといえば好きではない」と「好きではない」を合わせた割合は、小学生で13.7%、中学生で31.2%、高校生で26.0%となっています。自己肯定感を育む教育の仕組みづくりが必要となります。【小学生問2、中学生問1、高校生問1】
- 町に充実を図ってほしい支援として、「子どもの遊び場の拡充」が就学前保護者で39.9%、小学生保護者で35.8%となっており、地域も含めたこどもの居場所の確保が求められます。【就学前問46、小学生問35】
- 「身近にヤングケアラーと思われる子どもがいる」とした割合が就学前保護者で3.2%、小学生保護者で5.2%となっています。数は少ないものの一定数みられることから対策の必要性があります。【就学前問43、小学生問32】
- 日常的に祖父母等の親族にこどもをみてもらえる割合が就学前保護者で減少傾向（33.7%から28.5%に減少)、小学生保護者でも減少傾向（41.8%から27.6%に減少）となっており、子育て家庭が孤立しないように地域・行政でサポートしていくことが重要です。【就学前問14、小学生問14】
- 町に充実を図ってほしい支援として「手当の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」と回答した割合が就学前保護者で46.2%、小学生保護者で47.0%となっており、経済的支援を拡充することが求められています。【就学前問46、小学生問35】
- 母親・父親共に育児休業の取得率は増加傾向にありますが（母親は39.1%から53.8%に増加、父親は3.0%から17.7%に増加)、父親は依然として取得している方が少ない状況です。父親の育児休業取得の推進を図る必要があります。【就学前問36】
- 「子どもの権利」を名前も内容も知っている割合は、就学前保護者・小学生保護者で３割程度となっており、今後の周知が必要な状況です。【就学前問38、小学生問27】
- 町に対して意見を伝えたいと思うこどもは、小学生で23.3%、中学生で17.8%、高校生で8.0%となっており、小学生から高校生にかけて減少しています。このことから、若い世代、特に高校生の意見聴取が重要となります。【小学生問14、中学生問13、高校生問17】
- 保護者を対象に実施した、子育ての環境についての自由回答について、預け先の不足や待機児童についての意見が多く寄せられていることから、保育士の確保や施設の整備等の対策が重要となります。【就学前問49、小学生問38】

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

大井町第６次総合計画において、本町のまちづくりの目標（将来像）である、「みんなでつなぐ 大井の未来」を実現するため、まちづくりを「自分事」として考え、町民・議会・行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、コミュニケーションを深めながら地域全体の「つながり」によって持続可能で活力あるまちづくりを推進しています。

また、子育ての分野では、「みんなが笑顔になれるまち」を掲げ、こども家庭センターを中心に、切れ目のない出産・子育ての支援などによる子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めています。

そのほか『こども大綱』では、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そこで本計画では、第２期大井町子ども・子育て支援事業計画の理念や方向性などを継承するとともに、「こどもまんなか社会」の実現や大井町第６次総合計画の目指すまちづくりを踏まえ、「すべてのこどもと若者が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町」を基本理念とします。

【基本理念】

すべてのこどもと若者が
健やかにのびやかにつながりあい
育ちあえる町

２ 基本的な視点

基本理念となる「すべてのこどもと親が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町」を実現するため、次の５項目を基本的な視点に施策を推進します。

（１）こども・若者の今とこれからの最善の利益を実現する

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択できることや、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にあるこども・若者に、特に留意しつつ、『「こども」とともに』という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

（３）ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

（４）全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながりかねません。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての「こども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

（５）若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って結婚、子育てに対する希望の形成と実現を妨げる障壁の解消に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

当然のことながら、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚しこどもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、５つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます 。

（１）こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じたこどもの教育や保育の充実とともに、小学校生活への円滑な接続を目指した幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、こどもの健やかな成長と発達の支援体制の充実を図ります。

（２）配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、個々の特性に合わせて、こども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

（３）地域における切れ目のない子育ての支援

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実を図るとともに、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような、こどもを産み育てやすいまちづくりを推進します。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達、子育て当事者への支援に取り組みます。

（４）職業生活と子育て生活との両立の推進等

働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育て境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

（５）子育てを支援する生活・社会環境の整備

住民どうしの協力・連携関係の強化や交通安全対策、防犯対策への取り組みなど、地域社会の中でこどもが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

また、こどもの権利を尊重することの重要性を周知したり、こどもの意見を積極的に取り入れたりするなどして、こどもと子育て家庭にとって暮らしやすい生活・社会環境の整備に取り組みます。

4 施策の体系

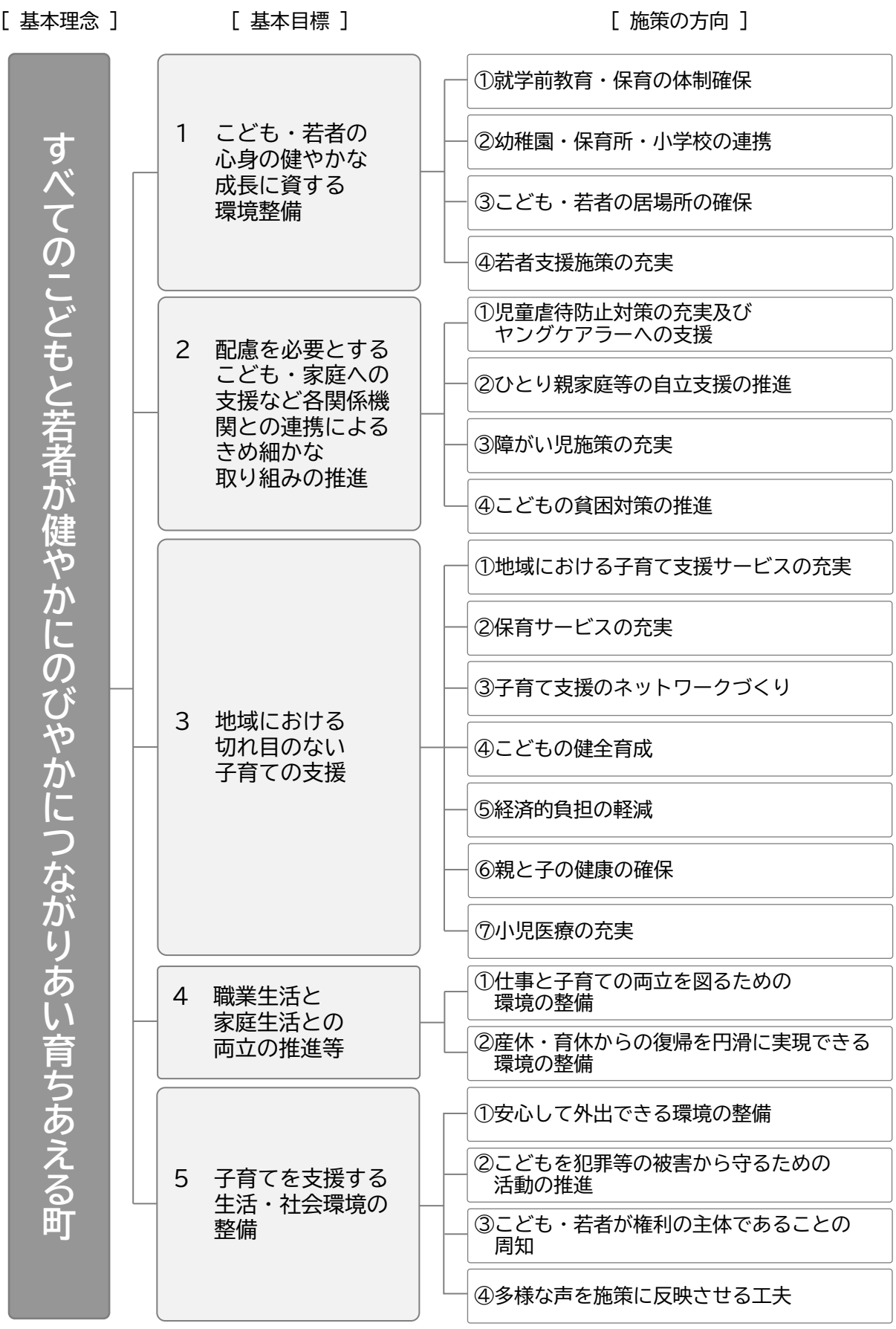
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 施策の方向 ］
すべてのこどもと若者が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町
1 こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備
①就学前教育・保育の体制確保
②幼稚園・保育所・小学校の連携
③こども・若者の居場所の確保
④若者支援施策の充実
2 配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進
①児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラーへの支援
②ひとり親家庭等の自立支援の推進
③障がい児施策の充実
④こどもの貧困対策の推進
3 地域における切れ目のない子育ての支援
①地域における子育て支援サービスの充実
②保育サービスの充実
③子育て支援のネットワークづくり
④こどもの健全育成
⑤経済的負担の軽減
⑥親と子の健康の確保
⑦小児医療の充実
4 職業生活と家庭生活との両立の推進等
①仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
②産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備
5 子育てを支援する生活・社会環境の整備
①安心して外出できる環境の整備
②こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
③こども・若者が権利の主体であることの周知
④多様な声を施策に反映させる工夫

5 成果指標

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

成果指標	現状値（R6）	目標値（R11）	方向	備考
基本目標１　こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備				
こども誰でも通園制度の整備	未実施	実施	整備	進行管理
幼稚園・保育所・小学校の連携	研修会　4回 思春期部会　2回	研修会　4回 思春期部会　2回	維持	進行管理
自分のことが好きな割合（好き＋どちらかと言えば好き）	小学生：85.7% 中学生：66.7% 高校生：74.0%	小学生：90.0% 中学生：70.0% 高校生：80.0%	増加	「大井町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査
基本目標２　配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進				
大井町要保護児童対策地域協議会	代表者会議　1回 実務者会議　4回 研修会　1回 ケース検討会議　10回	代表者会議　1回 実務者会議　4回 研修会　1回 ケース検討会議　15回	維持	進行管理
こども家庭センター	相談件数　40件 （見込み）	相談件数　50件	増加	進行管理
基本目標３　地域における切れ目のない子育ての支援				
エンジョイ！マタニティへの父親の参加	父親　延6人 （見込み）	父親　延12人	増加	進行管理
保育園及び放課後児童クラブの待機児童数	保育園　2人 放課後児童クラブ　14人	保育園　0人 放課後児童クラブ　0人	減少	進行管理
乳幼児健康診査受診率	1か月児健康診査　未実施 3か月児健康診査　105.3% 10～11か月児健康診査　98.2% 1歳6か月児健康診査　98.2% 2歳6か月児健康診査　100.0% 3歳6か月児健康診査　105.0% 5歳児健康診査　未実施 （R5年度実績）	1か月児健康診査　未実施 3か月児健康診査　100.0% 10～11か月児健康診査　100.0% 1歳6か月児健康診査　100.0% 2歳6か月児健康診査　100.0% 3歳6か月児健康診査　100.0% 5歳児健康診査　100.0%	維持	進行管理
子育て支援部会(子どもの健康づくりネットワーク推進協議会)開催回数	開催回数　2回	開催回数　2回	維持	進行管理

基本目標４　職業生活と家庭生活との両立の推進等				
保育園及び放課後児童クラブの待機児童数（再掲）	保育園　2人 放課後児童クラブ　14人	保育園　0人 放課後児童クラブ　0人	減少	進行管理
就学前児童保護者の育児休業の取得状況	母親：53.8% 父親：17.7%	母親：80.0% 父親：50.0%	増加	「大井町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査
基本目標５　子育てを支援する生活・社会環境の整備				
「子どもの権利」の名前も内容も知っている割合	就学前保護者：36.1% 小学生保護者：29.1%	就学前保護者：80.0% 小学生保護者：80.0%	増加	「大井町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査
大井町に対して自分の意見や思いを伝えたいと思う割合（思う＋どちらかといえばそう思う）	小学生：42.9% 中学生：24.5% 高校生：32.0%	小学生：60.0% 中学生：40.0% 高校生：50.0%	増加	「大井町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査

第4章 施策の展開

基本目標 1 こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備

施策の方向① 就学前教育・保育の体制確保

教育・保育施設に通う全てのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、かつ、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう支援します。また、異年齢交流やこどもの自発的な活動としての遊びやこども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼稚園３年保育体制の整備	町内幼稚園おいて幼児教育の充実を図るため、３歳児からの３年保育を実施しています。今後は３年保育の保育時間や教育課程の見直し等を行い、さらなる充実を図ります。	継続	教育総務課
2	すこやか学級	幼児期におけるしつけや、幼児の心理、親のあり方、子育て全般についての学習機会として開催しています。対象者のニーズを把握し、より充実したプログラムづくりを行っていきます。	継続	生涯学習課
3	家庭教育学級	幼児教育充実のため、各幼稚園のＰＴＡに委託し、子育ての方法・教養について学習を深めるため開催しています。対象者のニーズを把握し、より充実したプログラムづくりを行っていきます。	継続	生涯学習課
4	こども誰でも通園制度	就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備を行います。	新規	子育て健康課 教育総務課
5	思春期部会（子どもの健康づくりネットワーク推進協議会）	心の健康づくり事業を通じて、小中高の養護教諭と連携し、思春期のこころとからだの変化や、自分や他者を守る方法について理解を深めます。	継続	子育て健康課
6	公立幼稚園と公立保育所の規模の適正化	公立幼稚園と公立保育所の適正な規模についての整備検討を行い、認定こども園の整備を選択肢の一つとして検討します。	新規	教育総務課 子育て健康課

施策の方向②　幼稚園・保育所・小学校の連携

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼・保と小学校連携研修会	幼稚園･保育所と小学校との連携のあり方について協議等を行い、園と学校について情報を共有し、相互に理解を深めます。	継続	教育総務課
2	思春期部会（子どもの健康づくりネットワーク推進協議会）（再掲）	心の健康づくり事業を通じて、小中高の養護教諭と連携し、思春期のこころとからだの変化や、自分や他者を守る方法について理解を深めます。	継続	子育て健康課

施策の方向③　こども・若者の居場所の確保

すでにこどもの居場所となっている公園や社会教育施設についても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	公園の整備	老朽化した公園遊具の改修など、公園の再整備を進めます。	継続	都市整備課
2	社会教育施設の環境整備	夏季休業中において、生涯学習センターの会議室を開放し、子どもたちの学習場所を提供します。また、図書館では、子どもが読書に親しむための読書環境の整備を進めています。	継続	生涯学習課

施策の方向④　若者支援施策の充実

若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮し、社会を支える人材になれるよう神奈川県が推進する事業と連携します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	就労支援	就労に関する悩みのワンストップ窓口を設置します。また、高校・大学卒業後、就職に悩む方など広く就労支援を実施し、個々の悩みに応じた就労のサポートを行います。	継続	神奈川県
2	出会い・結婚応援事業	結婚したいけれど出会いがない、何をしたら良いか分からないなど、真面目に出会いを求める独身男女に対する支援を実施します。 出会いの場を提供するイベント等を実施し、若者の出会い・婚活を支援します。	継続	神奈川県

基本目標２　配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進

施策の方向①　児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラーへの支援

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、ヤングケアラーについても、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	虐待の早期発見	育児の悩みについて相談しやすい雰囲気を作り、親のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子への支援を展開できるよう、乳幼児健康診査などの様々な場を活用していきます。また、健康診査未受診者に対する対応の強化を図ります。	継続	子育て健康課
2	大井町要保護児童対策地域協議会	各関係機関の責任者が集まり、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行うとともに、実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価等を行います。	継続	子育て健康課
3	大井町要保護児童対策実務者会議	児童虐待の防止や早期発見・早期対応、被害児童の保護など、児童虐待に総合的に対応するため、実際に活動する実務者が集まり、定例的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、支援を行っている事例の総合的な把握などを行います。	継続	子育て健康課
4	大井町要保護児童対策個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童に対する具体的な支援の内容を検討するために適時開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告、新たな情報の共有、支援計画の検討などを行います。	継続	子育て健康課
5	養育支援訪問事業	こども家庭センターにおいて共有された情報をもとに、早期に要保護児童を発見した後の適切な保護を図るため、児童相談員、臨床心理士、保健師等により、養育支援訪問を行います。	継続	子育て健康課
6	こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。	継続	子育て健康課
7	こども家庭センター「こころん」	すべてのこどもとその家庭、妊産婦を対象としたこども家庭に関する相談業務、児童虐待等の相談・通告及び支援を実施するため、専用の相談室を整備するとともに専門職を配置し、切れ目のない継続した支援を行います。	継続	子育て健康課
8	ヤングケアラーへの支援	関係機関の連携を推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげることができるよう、ヤングケアラーへの支援を行います。	継続	子育て健康課

施策の方向②　ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童扶養手当	父母の離婚等によって、父または母と生計を同じくしていない児童について、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的として手当を支給します。	継続	子育て健康課
2	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部（自己負担分）を助成します。	継続	子育て健康課

施策の方向③　障がい児施策の充実

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	巡回リハビリテーション	総合療育相談センターの専門職員がチームを組み、地域に出向いて相談助言・発達評価・リハビリなどの療育支援活動を行います。	継続	福祉課
2	就学指導心理判定（個別知能検査）	発達に課題がある児童生徒について臨床心理士による面接・検査等を行い、就学相談の充実を図ります。	継続	教育総務課
3	育成医療	心身に障がいのある 18 歳未満の児童に対し、当該障がいを除去または軽減し生活能力を得るために必要な医療を給付します。	継続	福祉課
4	障がい児通所支援	児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの療育を受けられる場や機会を提供します。	継続	福祉課
5	特別児童扶養手当	知的障がいまたは身体障がいの状態等（政令で定める程度以上）にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	継続	子育て健康課
6	保育所等における障がい児の受け入れの推進	教育・保育を必要とする障がい児等、配慮が必要なこどもの受け入れを推進します。	継続	子育て健康課

施策の方向④　こどもの貧困対策の推進

貧困の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための経済的支援、教育の支援、保護者の就労支援等を実施します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の経済的負担の軽減のため、保護者の所得状況等に応じて、食事の提供に要する費用等について教育・保育施設で実費徴収されている費用の一部を助成します。	継続	子育て健康課 教育総務課
2	就学援助制度	経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対し、学用品費等を援助します。	継続	教育総務課

基本目標 3 地域における切れ目のない子育ての支援

施策の方向① 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。また、身近なところで子育てについて相談ができるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

こどもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。その中で、こども家庭センターにおいては、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	こども家庭センター「こころん」（再掲）	すべてのこどもとその家庭、妊産婦を対象としたこども家庭に関する相談業務、児童虐待等の相談・通告及び支援を実施するため、専用の相談室を整備するとともに専門職を配置し、切れ目のない継続した支援を行います。	継続	子育て健康課
2	子育て支援センター事業	子育てひろばの運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供など、子育てを支援するセンター機能として実施しています。利用者が利用しやすいひろばづくりに努めるとともに、各種イベントも充実させていきます。建物の老朽化に伴い、移転を検討していきます。	継続	子育て健康課
3	母子保健推進員	子育ての身近な相談相手として発足し、町の子育てに関する諸問題の検討や子育て支援事業の実施・協力を行っています。引き続き活動への支援と養成を行うとともに、子育て支援の身近な存在としてのアピールを強化していきます。	継続	子育て健康課
4	転入児訪問	未就園児がいる転入家庭に地区担当の民生委員児童委員と母子保健推進員が訪問し、地域の子育て支援の情報などを伝え、不安解消を図ります。	継続	子育て健康課 福祉課
5	ぞうさんくらぶ	生後３か月から２歳の誕生月までの子（第１子のみ）を持つ親を対象とした親子の交流会として開催しています。仲間づくりを支援し育児不安の解消を図る場としても活用し、積極的な参加を促します。	継続	子育て健康課
6	エンジョイ！マタニティへの父親の参加	妊婦同士の交流だけでなく、男性の育児参加の視点からも父親の教室参加を促します。また、新しい生命をむかえる準備をする教室としての内容を充実していきます。	継続	子育て健康課

施策の方向②　保育サービスの充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施策サービスについて検討するとともに、第２子以降の保育料の無償化など近隣の状況を踏まえ検討していきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	通常保育	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。	継続	子育て健康課 教育総務課
2	延長保育	就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、各保育所で独自の延長保育事業を行います。	継続	子育て健康課 教育総務課
3	一時保育	保護者の急用や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、民間保育所も含め希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。	継続	子育て健康課 教育総務課
4	病児保育	病気のこどもを保護者に代わって保育します。	継続	子育て健康課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行いたい方と、支援を受けたい方とを結ぶファミリー・サポート・センター事業を実施しています。引き続き活動可能な支援会員を確保し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして広報などで周知し浸透させていきます。	継続	子育て健康課
6	こども誰でも通園制度（再掲）	就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備を行います。	新規	子育て健康課 教育総務課

施策の方向③　子育て支援のネットワークづくり

地域社会でこどもを見守り育てる活動を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	育児の支援を行いたい方と、支援を受けたい方とを結ぶファミリー・サポート・センター事業を実施しています。引き続き活動可能な支援会員を確保し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして広報などで周知し浸透させていきます。	継続	子育て健康課
2	母子保健推進員（再掲）	子育ての身近な相談相手として発足し、町の子育てに関する諸問題の検討や子育て支援事業の実施・協力を行っています。引き続き活動への支援と養成を行うとともに、子育て支援の身近な存在としてのアピールを強化していきます。	継続	子育て健康課
3	民生委員・児童委員	こどもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員が主になって各民生委員児童委員や関係機関との連絡調整をとり、必要な情報の提供や支援を行います。	継続	福祉課
4	青少年の健全育成事業	学校や学年が異なる子どもたちが野外体験活動や地域のふれあい活動を通じて、自発的な行動、遊びや交流を楽しむ力、発想力などを身に付ける事業を実施していきます。また、次世代の地域の担い手を育成していきます。	継続	生涯学習課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
5	社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的な担い手として社会福祉協議会が設置されており、育児サークル活動支援のほか、小地域福祉活動、手をつなぐ育成会等の支援、世代間交流事業等が行われています。安心して子育てができる地域づくりを進めるため、今後も社会福祉協議会の自主的な運営への支援を継続して実施していきます。	継続	福祉課

施策の方向④　こどもの健全育成

こどもがのびのびと健やかに育つための環境づくりとして、放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、ニーズに応じた整備を進めます。また、こども同士が安心して交流を行ったり、保護者への相談支援や情報提供、こども・子育てに関する各種イベントを開催したりする場の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により、放課後留守家庭となる町内小学校に在籍している児童を対象とした放課後児童クラブを２施設で実施しています。適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の安全と健全な育成を図っていきます。	継続	子育て健康課
2	放課後教室	相和小学校に就学している児童を対象に、放課後等に相和小学校の施設を利用して、学習、スポーツ、自由遊び、地域との体験及び交流活動する場を提供します。	継続	教育総務課
3	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	育児の支援を行いたい方と、支援を受けたい方とを結ぶファミリー・サポート・センター事業を実施しています。引き続き、活動可能な支援会員を確保し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして広報などで周知し浸透させていきます。	継続	子育て健康課
4	子育て支援センター事業（再掲）	子育てひろばの運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供など、子育てを支援するセンター機能として実施しています。利用者が利用しやすいひろばづくりに努めるとともに、各種イベントも充実させていきます。建物の老朽化に伴い、移転を検討していきます。	継続	子育て健康課

施策の方向⑤　経済的負担の軽減

妊娠期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施し、保護者並びにこどもの生活支援を充実します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子ども医療費助成	こどもの健全な育成支援を図り、健康増進に資することを目的に、高校生までの医療費の一部（自己負担分）を助成します。	継続	子育て健康課
2	養育医療費助成	出生時低体重または身体の諸機能が未熟であり、養育のために入院が必要と医師に診断された乳児が指定医療機関において治療を行う場合に、医療費の一部を助成します。	継続	子育て健康課
3	児童手当支給事業（児童手当）	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会に児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、児童手当の支給をします。	継続	子育て健康課
4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部（自己負担分）を助成します。	継続	子育て健康課
5	出産祝い金支給事業	次世代を担う児童の健全な成長を支援するとともに人口増加を図ることを目的に、出産の日まで６か月以上町内に住所を有する方で、２児を養育し、第３子以降の子を出産し、かつ、養育する方に出産祝い金を支給します。	継続	子育て健康課
6	妊産婦のタクシー利用助成	出産のための入退院、妊産婦及び子の健康診査のための移動にかかるタクシー利用料金（上限 10,000 円）の助成をします。	継続	子育て健康課
7	新生児聴覚検査	生後 60 日までに受ける聴覚検査の費用の補助をします。	継続	子育て健康課
8	産婦配食サービス	生後 3 か月までの第 1 子がいる母親に栄養バランスのとれた昼食を無料で提供します。	継続	子育て健康課
9	新生児ゆめおおいギフト	出生時に記念品を贈呈します。	継続	子育て健康課
10	出産・子育て応援ギフト	必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を実施します。（事業開始は令和４年度）	継続	子育て健康課

施策の方向⑥　親と子の健康の確保

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健康診査等を推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	母親の妊娠・出産の経過とこどもの成長や予防接種を記録する母子健康手帳を交付しています。また、交付時には保健師または助産師が面接し、利用できるサービスについて説明しています。今後は、妊婦の不安や要望に耳を傾け、ニーズを把握する機会としても積極的に活用していくとともに、父親向けパンフレットを配布し、父親の役割について意識を高める機会としても活用していきます。	継続	子育て健康課
2	妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助（14 回）を実施します。また、健康状態を把握し、検査・計測・保健指導を実施します。	継続	子育て健康課
3	エンジョイ！マタニティ	妊婦同士の交流を図り、新しい生命をむかえる準備をする教室として開催しています。具体的な育児についてのイメージを持ち、両親が親としての役割や責任について学べるよう、内容の充実を検討していきます。	継続	子育て健康課
4	妊産婦訪問指導	特に若年、高齢出産、外国人等ハイリスクの妊婦に対して、妊娠中の生活の状況を把握するとともに健康管理と妊産婦の相談に応じるため、必要に応じて保健師等による訪問指導を実施します。	継続	子育て健康課
5	歯ぐきの健診	妊娠中は歯肉炎など歯のトラブルが起こりやすい時期なので、歯周疾患の予防について具体的に指導します。	継続	保健福祉事務所(足柄上センター)
6	妊産婦歯科健康診査	妊産婦に対して歯科健康診査を実施し、妊産婦の健康維持及び疾病の予防や早期発見を行っています。	継続	子育て健康課
7	出生連絡票	赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている出生連絡票を提出してもらい、子育て健康課窓口にて面接、連絡票の確認、訪問、相談、事業の紹介等を行っています。	継続	子育て健康課
8	新生児訪問指導	保健師等が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談､子育て支援事業の紹介等を行っています。出産、退院の直後は育児不安が強いため、なるべく早期に訪問を実施するように努めます。	継続	子育て健康課
9	未熟児訪問指導	体重が 2,500ｇ未満、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんを対象に、保健師等が訪問し、母子健康管理や育児相談等に継続的に応じています。	継続	子育て健康課
10	産後ケア事業	支援が必要な産婦を対象に助産師が乳房ケアや育児支援を行います。令和３年度より訪問型を実施していますが、今後はショートステイ型、デイサービス型の実施に取り組みます。	継続（一部新規）	子育て健康課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
11	乳幼児健康診査	乳幼児の健康を守るため、月齢に応じて健康診査を実施します。健康診査を受けやすくするとともに、育児相談をしやすい環境整備に努めます。 ・１か月児健康診査(令和６年度から) ・３か月児健康診査 ・10～11 か月児健康診査 ・１歳６か月児健康診査 ・２歳６か月児健康診査 ・３歳６か月児健康診査 ・５歳児健康診査（令和７年度から）	継続（一部新規）	子育て健康課
12	赤ちゃん健康相談	０歳から４歳のこどもを育児している保護者が、育児に関して不安に思うことや、聞きたいことについて保健師・助産師・栄養士が個別に相談に応じます。また、こどもの成長を確認するための計測のみの対応もしています。	継続	子育て健康課
13	離乳食講習会	離乳食を特別な食事づくりとしてとらえるのではなく、家族の食事づくりから離乳食に展開できるような調理方法を学ぶ機会を提供しています。今後はさらに、家族や母親自身の食事について学ぶ機会としても充実させていきます。	継続	子育て健康課
14	１歳児育児教室	保健師による育児の話と歯科衛生士による歯みがき指導を行っています。今後はさらに、正しい生活習慣を身に付けることの大切さや遊び方、しつけの仕方などの指導も充実させていきます。	継続	子育て健康課
15	かんたんクッキングセミナー	食生活への関心を高めることを目的に、乳幼児を持つ親を対象にした基礎編の料理教室を実施しています。調理実習をしながら、短時間で簡単につくれるメニューや便利な食材を利用したメニューを紹介し、食事・栄養のバランスや、食事の適量について学ぶ機会を増やすとともに、行事食なども取り入れ、楽しみながら家庭の味の幅を広げていけるよう実施します。	継続	子育て健康課
16	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業	町が実施している幼児歯科検診事業と連携し、重度う蝕につながるリスク要因を保持すると思われる幼児を早期に把握し、継続的な歯科検診、保健指導およびフッ化物塗布などを実施します。	継続	保健福祉事務所(足柄上センター)
17	電話相談・来所相談	育児に関する悩みや相談を随時、電話や窓口で受け付けています。	継続	子育て健康課
18	家庭訪問	育児や発達の相談等、必要に応じて保健師や栄養士が家庭訪問を実施します。	継続	子育て健康課
19	健診事後フォロー教室・幼児発達支援事業	発達等で経過観察の必要のあるこどもや、育児面などで不安や心配のある親子を対象に、集団遊びを中心とした親子教室を実施しています。	継続	子育て健康課
20	親子相談	育児に関する悩みや相談、こどもの発達に関する相談を定例日を設けて実施します。	継続	子育て健康課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
21	子育て支援部会（子どもの健康づくりネットワーク推進協議会）	関係機関(子育て健康課、福祉課、教育総務課、児童発達支援センター等)と教諭が幼児についての情報交換を行い、幼稚園・保育園での教育・保育の充実を図ります。	継続	子育て健康課
22	幼稚園・保育園巡回訪問相談	幼稚園・保育園を訪問し、成長・発達に支援が必要なこどものこれまでの経過や情報を提供し、こどもとその家族が継続した支援を受けられるよう連携を強化します。	継続	子育て健康課

施策の方向⑦　小児医療の充実

関係機関と連携し、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査（再掲）	乳幼児の健康を守るため、月齢に応じて健康診査を実施します。健康診査を受けやすくするとともに、育児相談をしやすい環境整備に努めます。 ・１か月児健康診査(令和６年度から) ・３か月児健康診査 ・10～11 か月児健康診査 ・１歳６か月児健康診査 ・２歳６か月児健康診査 ・３歳６か月児健康診査 ・５歳児健康診査（令和７年度から）	継続（一部新規）	子育て健康課
2	保育所、幼稚園での健康診断	乳幼児の健やかな発育を守るため、保育所では年２回の定期健康診断及び年度途中の入園児を対象に、臨時健康診断（内科・歯科）を実施します。幼稚園では、年１回の健康診断（内科・眼科・歯科）を年度当初に実施します。	継続	子育て健康課 教育総務課
3	５歳児健康診査	こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことを目的に実施します。	新規	子育て健康課
4	就学時健康診断	就学予定者の心身の健康状態を把握し、保健上必要な助言等を行います。	継続	教育総務課
5	予防接種	感染症の予防のために予防接種を実施しています。予防接種の効果や受け方などを保護者が理解し、適切に受けられるよう、新生児訪問や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などで情報を提供していきます。 【実施している予防接種】 五種混合、四種混合、不活化ポリオ、三種混合、二種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、ＢＣＧ、Ｈｉｂ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス	継続	子育て健康課

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進等–

施策の方向① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	国・県等の就職支援事業等の周知	国・県等からの情報誌等を窓口に配架するなどし、情報提供を行います。	継続	地域振興課

施策の方向② 産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備

保育所等による待機児童を生じさせないように努め、「量」を確保するとともに、こどもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう休業中の保護者に対して情報提供を行います。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	通常保育（再掲）	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。	継続	子育て健康課

基本目標 5 子育てを支援する生活・社会環境の整備

施策の方向① 安心して外出できる環境の整備

こどもや保護者が安心して外出することができるよう、道路や公共施設の整備に取り組みます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	道路関係事業	すべての人が安心して移動できる道路環境を構築するため、段差の解消や危険箇所の改善、歩道整備など、歩行者の安全性の向上を図るとともに、交差点改良や視覚的対策などによる車両の速度抑制を行うなど、安全で快適な住環境に配慮した道路整備を推進します。	継続	都市整備課
2	公園整備事業	子どもから高齢者まで幅広く利用できる身近な公園をめざして活用を図るとともに、町民ニーズをふまえて、既設の公園の再整備や管理を地域住民の協力を得て推進します。	継続	都市整備課
3	交通安全活動の推進	町内３か所の通学路の交差点で毎月２回（１日と15日）に、町交通指導隊員が児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	継続	防災安全課
4	防犯活動等の推進	小学校の登校時間に合わせ、防災安全課職員がパトロールを実施します。また、毎月１回、防犯の広報のため、パトロールを実施し、住民の防犯意識の向上を図ります。	継続	防災安全課
5	環境浄化活動の推進	青少年指導員及び少年補導員による夏季・冬季休業中の夜間パトロールを実施するとともに、必要に応じて有害図書区分陳列調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。	継続	生涯学習課
6	にこにこパトロール隊	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって共通の防犯意識を持ち、犯罪の発生を減らすため自主的なパトロールを実施し犯罪抑止を図ります。	継続	防災安全課

施策の方向② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

警察、行政、保育所、園・学校、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、こどもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化します。また、被害に遭ったこどものための相談事業を行っていきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	防犯活動等の推進（再掲）	小学校の登校時間に合わせ、防災安全課職員がパトロールを実施します。また、毎月１回、防犯の広報のため、パトロールを実施し、住民の防犯意識の向上を図ります。	継続	防災安全課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
2	にこにこパトロール隊(再掲)	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって共通の防犯意識を持ち、犯罪の発生を減らすため自主的なパトロールを実施し犯罪抑止を図ります。	継続	防災安全課
3	交通安全活動の推進（再掲）	町内３か所の通学路の交差点で毎月１日と 15 日前後、町交通指導隊員が児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	継続	防災安全課
4	環境浄化活動の推進（再掲）	青少年指導員及び少年補導員による夏季・冬季休業中の夜間パトロールを実施するとともに、必要に応じて有害図書区分陳列調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。	継続	生涯学習課
5	犯罪被害者等支援窓口	犯罪被害者等の問い合わせや相談を行います。	継続	防災安全課
6	松田警察署被害者支援ネットワーク	松田警察署を中心に足柄上地区１市５町、県、宅建協会、医師会等を構成員とした被害者支援ネットワークを組織し、情報交換、連携を図っています。	継続	防災安全課
7	かながわ犯罪被害者サポートステーション事業の連携	犯罪被害者等からの問い合わせや相談内容に応じて、かながわ犯罪被害者サポートステーションを紹介するなど、連携に努めていきます。	継続	防災安全課

施策の方向③　こども・若者が権利の主体であることの周知

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	こどもの権利に関する周知啓発	こども・若者の権利について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図ります。	継続	子育て健康課 教育総務課

施策の方向④　多様な声を施策に反映させる工夫

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することが求められており、自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会をさまざまな場において確保していきます。

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	こどもの意見表明の促進	町政やまちづくりなどについて、こどもが意見を聴取したり、発表したりする場を設けます。	継続	企画財政課 子育て健康課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況とかい離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第３期となる本計画においては、第２期計画同様に、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、町全域を一つの単位とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

本計画では、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

（1）「認定区分」と「家庭類型」

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における１・２・３号認定に区分します。また、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、次のとおり定めています。

以下のいずれかの事由に該当すること
①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含むことを常態とする場合）
②出産の前後　③疾病等　④介護　⑤災害
⑥求職活動　⑦就学　⑧虐待・ＤＶ　⑨育児休業
⑩その他　①～⑨に類する状態として市町村が認める場合

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることになります。また、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

<table>
<tr><th>年齢区分</th><th colspan="2">保育を必要とする</th><th colspan="2">保育を必要としない</th></tr>
<tr><td rowspan="2">0～2歳</td><td rowspan="2">３号認定</td><td>保育標準時間利用（最長 11 時間）</td><td colspan="2" rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>保育短時間利用　（最長８時間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3～5歳</td><td rowspan="2">２号認定</td><td>保育標準時間利用（最長 11 時間）</td><td rowspan="2">１号認定</td><td rowspan="2">教育標準時間利用
（標準４時間）</td></tr>
<tr><td>保育短時間利用　（最長８時間）</td></tr>
</table>

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプＡからタイプＦの８種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

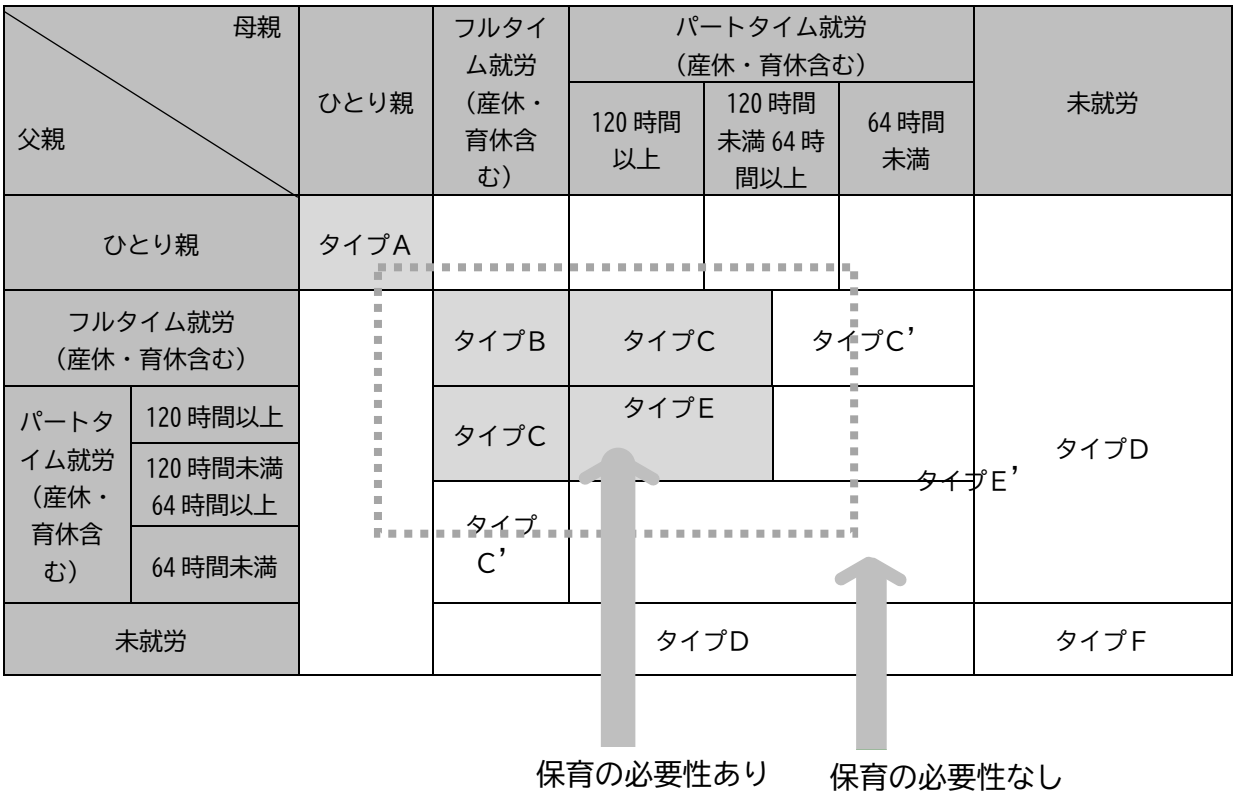

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ）
タイプＣ’：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＥ’：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※　育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

（2）「量の見込み」を算出する事業

下記の 1～16 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【　教育・保育の量の見込み　】

No.	対象事業			対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで教育希望が強い家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		0～2歳

【　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み　】

No.	対象事業	対象家庭	対象児童
4	延長保育事業（保育所）	在園児のすべての家庭	0～5歳
5	放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	共働き家庭など	1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり事業）	就労時間短家庭 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳
	一時預かり事業 （保育所、ファミリー・サポート・センター事業等）	すべての家庭	0～5歳
9	病児病後児保育事業	すべての家庭	0～5歳 1～3年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
11	産後ケア事業	産婦	0歳
12	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦	0歳
13	子育て世帯訪問支援事業（新規事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
14	児童育成支援拠点事業（新規事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
15	親子関係形成支援事業（新規事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）	すべての家庭	0～5歳

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」「養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。これらは、アンケート調査に基づき必要な量を見込むものではありませんので、国の動向や本町の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

（3）「量の見込み」を算出する方法

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

ステップ1

～家庭類型の算出～
アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプＡからタイプＦの８つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～
ステップ１の家庭類型からさらに、両親の今後１年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

住民ニーズに対応できるよう，今回の制度では，潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。
〇現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
〇現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば，病児病後児保育事業や放課後児童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～
事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで，令和７年度から 11 年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

※　上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状とのかい離状況がどれくらい生じているか等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

幼稚園は十分な定員を有しています。また、一時預かり事業により保育ニーズの高い園児の受け入れも整備されています。

令和６年4月1日の国基準の待機児童数は、２人となり、平成31年度の５人から減少しました。また、年度途中では、入所を希望してもすぐに入所できない状況は依然として変わらず、年度の後半に向かって入所保留者数は増加しています。

【令和６年度（４月１日現在）】

区分 ＼ 提供体制		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数		372 人			250 人	115 人
利用児童数		137 人	0 人	205 人	122 人	17 人
確保の内容		212 人	0 人	205 人	122 人	17 人
	特定教育・保育施設	212 人	0 人	205 人	112 人	17 人
	地域型保育事業	－	－	－	6 人	0 人
	認可外保育施設	－	－	－	－	－
過不足		75 人	0 人	0 人	0 人	0 人
保育利用率					48.8%	14.8%

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）】

【今後の方向性】

町内幼稚園・保育所及び町外保育所の既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。

特に０歳児～２歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保にあたっては、３歳児への円滑な連携を確保しつつ、弾力的な受け入れ等による確保を図るとともに、特定地域型保育事業の整備等を視野に入れていきます。

また、３歳以上において、２号認定になりうるこどもの幼稚園への通園が一定数見込まれる調査結果となっていたため、既存の幼稚園の事業拡充を図り、対応します。

今後、将来の少子化に対応するため公立幼稚園と公立保育所の適正な規模についての整備検討を行い、認定こども園も選択肢の一つとして検討を進めていきます。

【令和７年度】

区分／提供体制		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計		340 人			218 人	100 人
ニーズ量の見込み		118 人	25 人	197 人	101 人	11 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	182 人	0 人	197 人	94 人	11 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	7 人	0 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		5 人	25 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		187 人	25 人	197 人	101 人	11 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		69 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）：35.2%】

【令和８年度】

提供体制＼区分		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計		334 人			222 人	104 人
ニーズ量の見込み		118 人	25 人	191 人	102 人	17 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	162 人	0 人	191 人	94 人	13 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	8 人	4 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		5 人	25 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		167 人	25 人	191 人	102 人	17 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		49 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）：36.5%】

【令和９年度】

提供体制＼区分		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計		341 人			229 人	108 人
ニーズ量の見込み		118 人	25 人	198 人	102 人	19 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	162 人	0 人	198 人	94 人	15 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	8 人	4 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		5 人	25 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		167 人	25 人	198 人	102 人	19 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		49 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）：35.9%】

※公立幼稚園と保育所の規模の適正化により提供量が変動します。

【令和 10 年度】

区分 / 提供体制		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計		349 人			239 人	112 人
ニーズ量の見込み		118 人	25 人	201 人	107 人	21 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	162 人	0 人	201 人	101 人	17 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	8 人	4 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		5 人	25 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		167 人	25 人	201 人	107 人	21 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		49 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）：36.5%】

※公立幼稚園と保育所の規模の適正化により提供量が変動します。

【令和 11 年度】

区分 / 提供体制		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計		359 人			247 人	116 人
ニーズ量の見込み		118 人	25 人	203 人	110 人	23 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	162 人	0 人	203 人	102 人	19 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0 人	0 人	0 人	8 人	4 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		5 人	25 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		162 人	25 人	203 人	110 人	23 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		49 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【保育利用率（満三歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定子どもの利用定員数の割合）：36.6%】

※公立幼稚園と保育所の規模の適正化により提供量が変動します。

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

町内認可保育所の３か所全園（大井保育園：18:30～19:00、栄光愛児園：18:00～19:00、こもれびと風おおい認定こども園：18:00～19:00）で実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	150 人	201 人	248 人	741 人	770 人
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

延長保育事業対応時間に保育士を配置することで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長を行います。

ニーズ量と提供量を同数としています。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	788 人	803 人	838 人	879 人	921 人
実施箇所数（確保方策）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
提供量	788 人	803 人	838 人	879 人	921 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（２）放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

「おおい児童コミュニティクラブ」と「かみおおい児童コミュニティクラブ」の2か所があります。小学校全学年を対象とし、平日の放課後のほか、土曜日と夏休み等の長期休暇中にも開所し、開所時間は18:30までとして実施しています。

令和6年4月1日時点で、「おおい児童コミュニティクラブ」の待機児童数が14人となったため、令和６年度中に定員を144人に増員しました。

＜おおい児童コミュニティクラブ＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定　員　数	100 人	100 人	100 人	100 人	120 人
登録児童数	99 人	95 人	96 人	100 人	134 人

令和6年度は4月1日現在

＜かみおおい児童コミュニティクラブ＞

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定　員　数	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
登録児童数	40 人	49 人	53 人	46 人	51 人

令和6年度は4月1日現在

【今後の方向性】

引き続き、小学校全学年を対象として平日の放課後及び土曜日と夏休み等の長期休暇中も実施していきます。開所時間についてはニーズを確認しながら延長を検討していきます。なお、「おおい児童コミュニティクラブ」については、ニーズ量が提供量を上回っているため、令和７年度に定員を増員するほか、施設の移転に向けた準備を開始します。

また、放課後児童対策パッケージの趣旨に沿った事業の実施を目指し、「校内交流型」又は「連携型」としてして行われる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討します。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	おおい	157 人	169 人	170 人	165 人	164 人
	かみおおい	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
	１年生	67 人	61 人	56 人	56 人	58 人
	２年生	59 人	61 人	55 人	51 人	51 人
	３年生	43 人	51 人	52 人	47 人	44 人
	４年生	21 人	26 人	31 人	32 人	29 人
	５年生	6 人	11 人	14 人	16 人	17 人
	６年生	6 人	4 人	7 人	8 人	10 人
実施箇所数（確保方策）		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	おおい	178 人	178 人	178 人	178 人	178 人
	かみおおい	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
過不足（提供量−ニーズ量）	おおい	21 人	9 人	8 人	13 人	14 人
	かみおおい	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人

（３）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、広域圏でのサービス提供の確保など、実施の是非を検討します。

（４）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

親子の交流の場として「子育てひろば」の提供と、子育てについての悩みなどを子育てアドバイザーが一緒に考えます。令和５年度より「大井町子育て支援センター」と、「こもれびと風子育て支援ひろばぴよぴよ」の２か所で実施しています。

（年間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	3,680 人	4,145 人	5,471 人	7,408 人	8,000 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

子育て支援センターとして実施する、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助について周知するとともに、利用しやすい運営に努めます。

また、町子育て支援センター建物の老朽化に伴う、移転について検討していきます。

（年間）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	8,486 人	8,945 人	9,633 人	10,405 人	11,205 人
実施箇所数（確保方策）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

（５）幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

在園児を対象に通常教育時間後に希望に応じて、一時預かりを実施します。

【現状】

大井幼稚園、大井第二幼稚園、相和幼稚園で実施しています。

（年間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	1,864 人	2,300 人	2,618 人	2,084 人	1,846 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

一時預かり事業は町立幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となることから、新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、事業実施を推進していきます。

（年間）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量(1 号認定による利用)	258 人	253 人	259 人	265 人	272 人
ニーズ量（２号認定による利用）	1,599 人	1,570 人	1,603 人	1,641 人	1,688 人
計	1,857 人	1,823 人	1,862 人	1,906 人	1,960 人
実施箇所数（確保方策）	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	1,857 人	1,823 人	1,862 人	1,906 人	1,960 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（６）保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

大井保育園では満１歳児から、ファミリー・サポート・センターでは生後３か月児から一時預かり事業を行っています。

（年間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育所における年間延べ利用者数	363 人	341 人	289 人	643 人	492 人
ファミリー・サポート・センターにおける年間延べ利用者数	23 人	51 人	13 人	45 人	50 人

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

町立幼稚園の在園児以外については、現行の認可保育所のみでは確保が困難であることから、ファミリー・サポート・センターでの供給体制を確保し、併せて保育所において新たな一時預かりの実施ができるよう検討します。

（年間）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）		436 人	438 人	450 人	464 人	479 人
実施箇所数（確保方策）		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
提供量	保育所	386 人	388 人	400 人	414 人	429 人
	ファミリー・サポート・センター	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
過不足（提供量－ニーズ量）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（７）病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期のこどもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、専用の保育室で看護師や保育士が保育する事業です。

【現状】

平成30年10月から、足柄上郡広域連合のもと病児保育室ピーターパンを開所し、事業を実施しています。

（年間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	32 人	28 人	23 人	50 人	35 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

引き続き、広域連携のもと病児保育を実施します。

（年間）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	35 人	40 人	40 人	45 人	45 人
実施箇所数（確保方策）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量（※広域連携全体）	288 人	288 人	288 人	288 人	288 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※過不足については、広域連携全体として不足がないことを表しています。

（8）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（支援会員）が会員組織を構成し、センター事務局の仲介のもと会員相互の育児支援活動を行う事業です。

【現状】

生後３か月から小学校６年生までのこどもを対象にその保護者等が依頼会員になり、保育園や小学校等の開始前、終了後の預かりや、施設までの送迎を支援会員に依頼します。センター事務局には、アドバイザーを配置し育児支援活動の調整をしています。

（年間）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	283 人	255 人	207 人	492 人	600 人

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

安全・安心の観点から、依頼会員については、様々な媒体や活動を通じて周知を図っていくとともに、支援会員については、登録時における講習会の充実を図っていきます。

また、依頼会員と、支援会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していきます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	681 人	716 人	741 人	770 人	812 人
提供量	681 人	716 人	741 人	770 人	812 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（9）利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。

② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③ 本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握するとともに、母子保健サービス等の情報提供を行っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基本型	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所	0 か所
こども家庭センター型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

【今後の方向性】

保健福祉センター（子育て健康課）に支援にあたる職員を配置し、認定や入所相談、様々な事業等の利用調整が行える体制としていきます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基　本　型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（10）妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠の届出をした方に対して、妊婦健康診査補助券14回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、母子健康手帳の交付やマタニティスクールの開催、妊産婦歯科健康診査の費用補助、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行っています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
妊婦健康診査（実人数）	113 人	126 人	113 人	91 人	100 人

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査費用補助券」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）の助成を行っていきます。また、母子健康手帳の交付やマタニティスクールの開催、妊産婦歯科健康診査の費用補助、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行います。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計値（延実施回数）	1,200 回	1,248 回	1,296 回	1,344 回	1,392 回
実施体制（確保方策）	・実施場所　県内及び県外医療機関 ・実施体制　妊婦健康診査費用補助券を母子健康手帳交付時に発行 ・検査項目　一般妊婦健康診査・子宮がん検診・Ｂ型肝炎抗原検査・梅毒検査等 ・実施時期　妊娠期				

（11）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うため保健師・助産師が訪問しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
出　生　数	86 件	122 件	103 件	106 件	100 件
訪　問　数	88 件	120 件	103 件	110 件	100 件
訪　問　率	97.7%	101.7%	100%	96.4%	100%

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないよう実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推　計　値	100 件	104 件	108 件	112 件	116 件
実施体制（確保方策）	・保健師、助産師が生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します。				

（12）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①　養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・社会福祉士・児童相談員等が訪問を行い、助言・指導や家庭支援を提供することで、その家庭の養育力の向上を目指す事業です。

【現状】

訪問する家庭のニーズは様々であり、乳児の養育技術の提供、養育者の育児不安の解消、養育環境の維持・改善のための家事支援、こどもの養育方法のアドバイス等、継続的に密度の濃い支援を実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪　問　件　数	98 件	106 件	108 件	100 件	100 件

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

家庭訪問による養育支援は、個別対応が原則です。児童虐待の未然防止につながる事業のため、母子保健等と連携をとりながら継続して実施します。

また、訪問者の技術向上のための研修も必要性に合わせ実施します。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推　　計　　値	98 件	98 件	96 件	97 件	96 件
実　施　体　制 （確保方策）	・保健師、社会福祉士、児童相談員等の継続訪問による育児相談等の支援				

②　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策の考え方】

関係する職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質の向上に向けた研修などの取り組みを実施していきます。

（13）産後ケア事業

【事業概要】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

【現状】

令和３年度よりアウトリーチ型を実施しています。乳児とその母親に産後の母体管理、授乳その他必要な保健指導を実施することにより母親の育児に関する負担の軽減を図り、より安心して育児に取り組める環境を整えることを目的として実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用件数 実人数（延件数）		14 人 （16 件）	18 人 （24 件）	23 人 （34 件）	20 人 （40 件）

令和６年度は見込み

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国手引きに基づき、デイサービス型、ショートステイ型の実施体制の確保に努めます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
提供量	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
過不足 （提供量－ニーズ量）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（14）妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として令和４年度より実施してきた事業を、令和７年度からは、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援事業として実施します。

【現状】

令和４年度から伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）及び経済的支援（妊娠届出時に妊婦１人につき５万円と乳児家庭全戸訪問事業時にこども１人につき５万円の経済的支援）を実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用延人数			264 人	216 人	170 人

【今後の方向性】

妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を国手引きに基づき、一体的に実施します。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量	200 人	208 人	216 人	224 人	232 人
提供量	200 回	208 回	216 回	224 回	232 回
過不足（提供量－ニーズ量）	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

（15）子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国手引きに基づき検討を進めます。

（16）児童育成支援拠点事業（新規事業）

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国手引きに基づき検討を進めます。

（17）親子関係形成支援事業（新規事業）

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国手引きに基づき検討を進めます。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

【今後の方向性】

令和８年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を各年齢１名を想定し算出しました。

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国手引きに基づき検討を進めます。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
必要受け入れ時間数	０歳	－	10時間	10時間	10時間	10時間
	１歳	－	10時間	10時間	10時間	10時間
	２歳	－	10時間	10時間	10時間	10時間
必要定員数	０歳	－	1人	1人	1人	1人
	１歳	－	1人	1人	1人	1人
	２歳	－	1人	1人	1人	1人

（19）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などを行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の導入については、国や神奈川県の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、世帯の所得状況に応じて新制度の給付を受けない幼稚園を利用する子どもに対し、副食費の費用を助成します。引き続き、対象の幼稚園と連携し継続して実施します。

（20）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行を管理するために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「大井町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第５章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

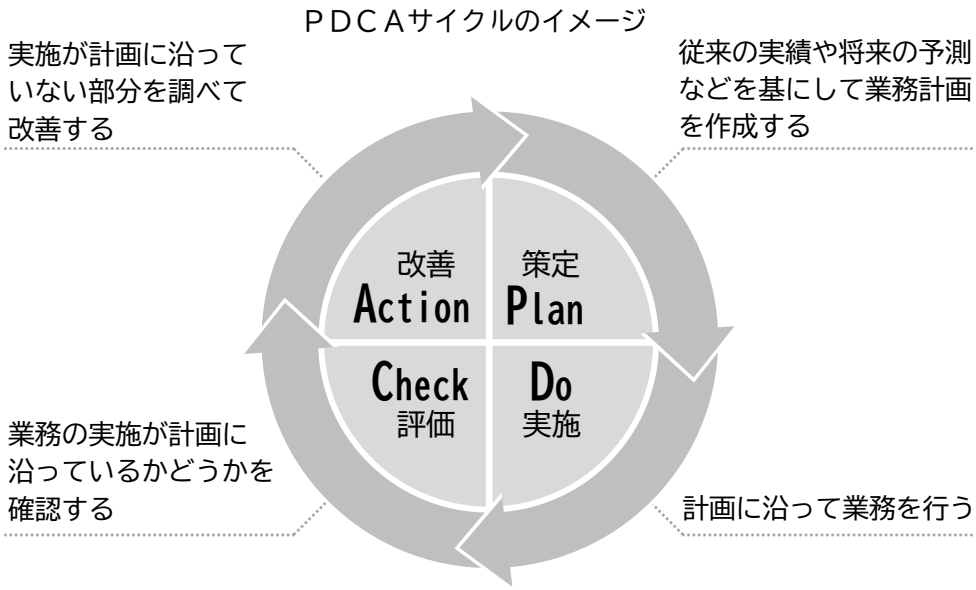

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携及び②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携について、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から県と連携し、推進するとともに県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 大井町子ども・子育て会議条例

平成 25 年６月 20 日条例第 12 号

改正

令和５年 12 月 15 日条例第 15 号

大井町子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第１項の規定に基づき、大井町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は子ども・子育て支援法第 72 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

２　会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　会議は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者

（２）　教育関係者

（３）　保育関係者

（４）　子どもの保護者

（５）　関係行政機関の職員

（６）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に、会長及び副会長各１人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

（42）　子ども・子育て会議委員

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	会長の職にあるもの	日額	8,400
	委員	日額	7,800

附　則（令和５年 12 月 15 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

開催日	会議等開催（実施）事項	内容
令和６年７月３日	令和６年度第１回 大井町子ども・子育て会議	・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
令和６年７月 12 日～ 令和６年７月 31 日	調査票の配布・回収	・未就学児の保護者、就学児の保護者、小学生、中学生、高校生を対象に調査票を配布・回収
令和６年９月 27 日	令和６年度第２回 大井町子ども・子育て会議	・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の調査結果について ・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和６年 12 月６日	令和６年度第３回 大井町子ども・子育て会議	・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和７年１月６日～ 令和７年１月 24 日	パブリックコメント	・子育て健康課窓口、庁舎、生涯学習センター、そうわ会館、町ホームページ
令和７年２月 21 日	令和６年度第４回 大井町子ども・子育て会議	・第３期大井町子ども・子育て支援事業計画書案について

3 大井町子ども・子育て会議委員名簿

所属	氏名	備考
子ども・子育て支援に関する学識経験者	久保寺　一男	総合相談委員、人権擁護委員、 社会福祉施設統括施設長
教育関係者	中 條　政 夫	教育委員
	米 山　和 男	相和幼稚園長兼大井第二幼稚園長
保育関係者	富 岡　洋 文	大井保育園長
	吉 岡　桂 子	栄光愛児園長
	竹縄　亜希子	おおい認定こども園こもれびと風　園長
こどもの保護者	遠 藤　咲 希	大井保育園保護者
	瀬 戸　絵 里	相和幼稚園保護者
関係行政機関の職員	山 下　真 弘	小田原児童相談所長
	矢 吹　高 広	教育総務課長
その他町長が必要と認める者	鈴 木　善 太	医師
	眞 野　直 美	臨床心理士
	廣瀬　喜久枝	主任児童委員
	関田　麻衣子	母子保健推進員

4 用語集

【あ行】

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のことです。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指します。

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

ウェルビーイング

単に病気がないことだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態を表す概念です。個人の幸福感や、社会的つながり、仕事や生活の充実度、そしてコミュニティとの関係なども含まれます。健康だけでなく、自分の人生に満足しているかどうかも重要です。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のことです。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がります。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもあります。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚です。例えば、地域・家族のために貢献している、社会の一員として有意義な活動をしていると感じることで得られる満足感です。これが高いと、自己評価が向上し、モチベーションが高まります。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第４項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が６人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている１８歳未満のこどものことです。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがあります。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待や育児放棄などからこどもを守るために、地域の関係機関が連携して対策を講じるための協議会です。地域の警察、学校、福祉機関などが協力し、こどもの安全と福祉を確保します。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映します。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされます。

療育

　発達障がいや障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うことです。療育は、こどもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれます。